



第 269 号



- 新年のご挨拶 (社)東京産業廃棄物協会 会長 高橋 俊美
- 新年のご挨拶 東京都環境局長 大野 輝之
- 回顧と展望 (社)東京産業廃棄物協会 専務理事 古川 芳久
- 委員長・部長の新年ご挨拶
- 行政だより 第三者評価制度の平成24年度認定業者の決定について



有明興業は、 未来のエネルギーを創造します。



リサイクルを考える時代から、
リサイクルの品質を選ぶ未来へ。

廃棄物から地球にやさしい燃料をつくっています。
これらは今、次世代エネルギーとして、製造工場や発電施設などで活用されています。



陸送に比べてCO₂排出量の少ない船舶輸送を推し進めています。
東京港に面する若洲工場とリサイクルポートでは、2,000トン級の船舶が接岸できるプライベートバースを活用し、全国各地から廃棄物を受け入れ、製品出荷体制を整えています。



2011年度収集運搬業(積替え保管を除く) 中間処理業 優良産廃処理業者認定制度
産廃エキスパート 認定番号 2-11-A0012 認定番号 2-11-C0012
優良認定業者 ありあげこうぎょう 検索 http://www.aknet.co.jp/ 136-0063 東京都江東区若洲2-8-25 TEL.03-3522-1911 FAX.03-3522-1919
有明興業株式会社 ARIAKE KOUGYO CO.,LTD. BSI ISO 14001 JACO ECOPASS JAB 15 533201/JIS Q 27001



2011年度 中間処理業
収集運搬業
(積替え保管を含む)
産廃エキスパート
認定番号 2-11-C0001
認定番号 2-11-B0063

次世代に贈る未来のために… 高精度選別再資源化システムによる リサイクル率90%以上を達成

- ISO14001 (認証取得:1999年5月)
- OHSAS18001 (認証取得:2003年10月)
- GPS・デジタルタコグラフ・ドライブレコーダーによる車両運行管理
- 電子 manifests システムへの積極的対応
- 整備されたコンプライアンス体制
- 徹底した情報公開



東京臨海
エコ・プラント

市川 エコ・プラント

高俊興業株式会社 詳しくはWebへ <http://www.takatoshi.co.jp>

本 社 〒165-0026 東京都中野区新井一丁目11番2号 TEL.03-3389-8111(代) FAX.03-3228-0842
市川エコ・プラント(高精度選別再資源化工場) 〒272-0103 千葉県市川市本行徳1325-62 TEL.047-395-1878 FAX.047-399-5362
東京臨海エコ・プラント(高精度選別再資源化工場) 〒143-0002 東京都大田区城南島三丁目2番15号 TEL.03-5755-8011 FAX.03-5755-8010
技術開発研究所 東京臨海エコ・プラント内



[新年のご挨拶] 年頭にあたって (社)東京産業廃棄物協会 会長 高橋 俊美	2
[新年のご挨拶] 世界で最も環境負荷の少ない都市の実現を目指して 東京都環境局長 大野 輝之	4
[回顧と展望] 処理業者啓発から排出事業者啓発へ (社)東京産業廃棄物協会 専務理事 古川 芳久	6
[委員長・部長の新年ご挨拶] 広報委員会 中間処理委員会 安全衛生推進委員会 医療廃棄物委員会 収集運搬委員会 建設廃棄物委員会 多摩支部 青年部 女性部	9
[法制度検討委員会] 環境配慮契約法改正についてパブコメ及び関連意見を提出	15
[女性部だより] 国立環境研究所・山田正人氏を講師に招き 「原発事故と廃棄物処理」テーマに勉強会開催	17
[行政だより] 第三者評価制度の平成24年度認定業者の 決定について	21

投稿「ベトナムにおける廃棄物処理」今後の発展が期待される国での動向	13
委員会報告(中間処理委員会、建設廃棄物委員会、安全衛生推進委員会、収集運搬委員会、青年部)	18
協会の主な今後の日程	20
身近な「ヒヤリ・ハット」事例 Part69	24
新入会員紹介	25
講師余談	26
よろず相談(法律・行政との訴訟で処理業者が成功した事例 シリーズ4)	28
事務局だより・編集後記	34
表紙の言葉	25
謹賀新年・各社名刺広告	35

新年のご挨拶

年頭にあたって



(社)東京産業廃棄物協会

会長 高橋 俊美

新年明けましておめでとうございます。年頭にあたり一言ご挨拶申し上げます。

昨年を顧みますと、経済状況は依然として思わしくありません。欧州債務危機はいまだに収束の兆しが見えず、中国経済の減速化などにより、再びリスクが高まる状況にあります。長年のデフレと円高で「内需」が盛り上がりならず、景気の低迷が続いております。一方では、一昨年の東日本大震災による福島第一原発の爆発事故で、原子力発電の見直しが論議され、稼働停止などにより電気料金の値上げが余儀なくされています。

こうした中で昨年12月16日に実施された第46回衆議院選挙では、自由民主党と公明党で3分の2を超える議席を獲得し、自公連立の安倍新政権が誕生しました。新政権には日本経済再生に向け、確固たる経済政策を実行していただきたいと思っております。景気浮揚の一つとして震災発生による「復興需要」が想定されますが、復旧・復興の前提である災害廃棄物の処理は、広域処理がかなり進展してきたと考えております。

昨年10月26日、「産業廃棄物と環境を考える全国大会」が東京で開催され、600名を超える事業者、行政関係者らが集まりました。「災害廃棄物の速やかな処理を目指して」と題したパネル討論会では、私もパネリストとして参加させていただき、東京都との連携やスキーム作りを行ったこと、現地調査に参加し、現地での分別指導を行ったこと等について発言しました。後半の「将来的に望ましい災害廃棄物処理体制のあり方」では、今回の経験を首都圏の大災害時の対応に生かすことや制度、体系の見直しについても触れました。災害廃棄物は一般廃棄物であるという考え方を捨て、第三の類型として確立すべきであること、全国の各ブロックごとに災害時対応の最終処分場（安定型、管理型）を確保すべきであると提言させていただきました。

岩手県の協会会長の「地元ではガレキを『我歴』と読み替えている」との発言や、宮城県の協会会長の「今、私たちは二つの風を感じている。一つは『風評』という風。もう

一つは『風化』という風である」という発言が強く印象に残っております。東京産業廃棄物協会としても支援体制を継続していくため、昨年10月5・6日、研修事業の一環として宮城県の被災地を視察いたしました。視察に先立って石巻市役所を訪問し、会員の皆様から寄せられた義援金を同市の、被災され両親を失ってしまった子供達の修学支援として、石巻市教育委員会に贈呈いたしました。

昨年は特筆すべき車両に係る事故が2件発生しました。4月の関越自動車道での高速ツアーバスの事故と12月の中央自動車道・笹子トンネル天井コンクリート板崩落事故です。高速ツアーバスの事故は運行管理上、重大な問題が潜んでおりました。私は全産廃連・収集運搬部会の部会長も務めておりますので、全国47都道府県の協会に注意喚起の文書を出させていただきました。両事故から、私達は収集運搬における安全管理の徹底やプラントのメンテナンスの重要性を学びとらねばなりません。

昨年一年の世相を表す漢字は「金」だそうです。金環日食やオリンピックでメダルを多く獲得したのが理由のようです。衆院選と同日に行われた東京都知事選挙では、石原前知事から後継指名を受けた猪瀬氏が当選し、新知事に就任されました。2020年にオリンピックが東京で開催されることに大いに期待し、様々な課題解決に力を発揮していただきたいと願うものです。

迎えた2013年、協会は東京都環境局と（公財）東京都環境公社とともに、処理業者向けと排出事業者向けの講習会を実施していく予定であります。

廃棄物処理法は非常に厳しい法律で、罰則も強化されております。排出事業者は排出者責任があり、処理業者のことを考慮して委託する必要

があること、処理業者は委託された廃棄物を法律に基づき適正に処理し、若しくはリサイクルすること、そのための講習会にならうかと思っております。

また、協会には8つの委員会と3つの部会があります。それぞれの委員会、部会は活発に活動しておりますが、多摩支部は発足から20年目となる節目の年を迎えます。この間、大変なご苦勞もあったことと思いますが、コミュニケーションを大事にしながら活動されていると聞いております。これからも大いに期待をしております。

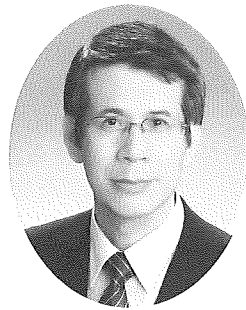
本年4月、協会は一般社団法人化を目指し、只今準備作業中であります。協会名称も「都」が付いて「一般社団法人 東京都産業廃棄物協会」に変更する予定です。引き続き、会員の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

今年の干支は「癸巳（みずのと・み）」です。十干の「癸」には「物を測る」という意味があると同時に、「測るために必要な基準や道筋」という意味にも用いられているそうです。一方、十二支の「巳」は冬眠していた蛇が春になって地表に這い出す様子を表しているといえます。これまでの習慣やしきたりから脱して、新たに出発することを意味しているといえます。したがって、「癸巳」の字義から、今年は「自らの拠りどころとする基準や進むべき道を見定め、新たな取り組みを始める年」といえるようです。一般社団法人化はまさに時宜に則したものだと思われ、協会発展のため事業執行に誠心誠意努力してまいりたいと思っております。

旧に倍する会員各位のご支援をお願い申し上げます。新年のご挨拶といたします。

新年のご挨拶

世界で最も環境負荷の少ない 都市の実現を目指して



東京都環境局長

大野 輝之

新年明けましておめでとうございます。平成25年の年頭にあたり一言ご挨拶申し上げます。

日頃、貴協会並びに会員の皆様には、都の環境行政とりわけ廃棄物行政の推進に特段のご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

一昨年3月11日に東日本大震災が発生し、以降、東京も、これまで経験したことのない様々な課題への取組が必要となりました。

皆様方のご協力もあり、全国にさきがけ、東京は被災地からの災害廃棄物を受入れ、被災地支援に取り組んでまいりました。

岩手県からは宮古市と大槌町から、宮城県からは、女川町と石巻市から受入を行っており、今年度末までに13万トンの災害廃棄物を受入れる予定でございます。このうち、産業廃

棄物処理業者の皆様には、半分以上の7万トンの処理をしていただいております。

被災地では、災害廃棄物の仮置場が片付き、そのあとに、水揚げした魚を保管できる冷凍冷蔵施設ができる等、地元の復興も本格的に始まっていると聞いております。

また、本年4月からは岩手県陸前高田市と釜石市の混合廃棄物の処理依頼を既に受けておりますので、引き続き処理業界の皆様方のご協力をお願いいたします。

そして新たな年を迎え、環境局としては、新規の施策を含め次のような取組に尽力してまいります。

まず、首都の電力エネルギー施策については、省エネ・節電を一層促

進するとともに、再生可能エネルギーやコージェネレーションの活用など自立分散型エネルギーの導入促進を図ります。また、地域におけるエネルギーマネジメントを推進することで、低炭素・快適性・防災力を備えたスマートエネルギー都市の実現を目指してまいります。

さらに、東京が世界の都市における環境行政のフロントランナーとして求められる役割に、改めて積極的に取り組むことです。

気候変動対策、東京の魅力を高める緑の空間の創出と保全、広域的な自転車シェアリングの普及、非常災害時の化学物質対策、資源循環の仕組みづくりなどの課題に対して、着実に成果をあげていきたいと思えます。

その中で、廃棄物対策については、資源循環社会への構築に向けた新たな施策展開に踏み出す時期と考えております。

「3R施策の促進」では、4月に施行される小型家電リサイクル法を活用し、使用済小型電子機器等を効率的・効果的に回収する取組を支援してまいります。

「適正処理の促進」では、本年、締結が予定されている水銀条約を踏まえつつ、引き続き、水銀使用製品

について、代替品への転換、水銀使用量の削減、廃棄時の回収及び適正処理等の取組を進めてまいります。

「静脈ビジネス発展の促進」では、処理業者のレベルアップを目的とした「健全な静脈ビジネス発展に向けた講習会」を貴協会と連携し、実施いたします。また、排出事業者に対しては、東京都環境公社と共同して、講習会の実施に向け、検討をしております。その中で、排出者責任の履行の徹底や第三者評価を得た優良処理業者の活用について、積極的に働きかけてまいります。

まもなく震災発生から二年を迎えるにあたり、大震災を乗り越え、日本の再生を牽引し、都市のあるべき姿を世界に示し、環境施策並びに廃棄物施策について、その役割を確実に果たせるよう努めてまいります。

これらの施策を着実に進めていくためには、貴協会並びに会員各位のご理解とご協力が欠かせません。今後とも十分な連携のもと、的確な施策を実施してまいりたいと考えておりますので、更なるお力添えをお願いいたします。

最後になりますが、新しい年が皆様にとって健やかで希望に満ちた一年となりますよう、心からお祈り申し上げます。

回顧と展望

処理業者啓発から排出事業者啓発へ

専務理事 古川 芳久

平成24年は、放射性物質汚染対処特措法の施行をもって明け、災害廃棄物の広域処理支援、放射能汚染廃棄物問題や再生砕石利用促進問題への対応など、東京都環境局との緊密な連携の下に諸活動を進めた1年間でした。

そうした平成24年を回顧し、課題多き25年の展望について述べます。

●復興元年の年を振り返る

平成24年は、放射能特措法の施行をもって明けましたが、暮れに出された東京都の産廃課からの通知で、焼却施設・脱水施設に該当する会員企業の中には、早速放射線量等の測定義務が課せられ驚いた方もあったそうです。

1月には、協会の体制強化で数が増えた委員会等が次々と開催され、2回の特措法の説明会と相俟って、話題は放射能問題一色となっていきました。また、汚泥や焼却灰等の放射能含有物の他県での受入制限が広がり、東京にとっては死活問題であると、東京都、環境省に対処を求めました。1月20日付で、8000Bq以下の廃棄物について搬入制限などをしないよう環境省から通知が出されましたが、効果は特にありませんでした。

1月の定時総会では、事業計画・予算のほか、新法人移行に向けた定款改正・素案の説明が行われ、移行準備も本格化

しました。また、総会時に前年実施の「使い捨てライター回収事業」に係る環境局長感謝状等の授与式が行われました。

2月には、全国事務局責任者会議で、連合会に対し受入制限問題への対処を求めたところ、状況調査が実施されました。また、2月には、東京都からの受託事業として静脈ビジネス講習会を6回（延べで11回）開催しました。

3月には、環境活動として「緑の東京募金」23年度分140万円の公益寄付を行いました。累計で300万となりました。また、4月には青年部による環境活動としてアースデイ東京2012への参加事業が行われ、子供たちに人気でした。

5月の定時総会では、決算承認のほか役員改選、定款変更等が行われました。役員改選では退任された渋井理事、岡部監事のあとをうけ、野村幸江新理事、高野秀夫、井上弘之の両新監事を迎え、高橋会長2期目がスタートいたしました。

また、バス事故等相次ぐ事故を踏まえ、収集運搬業に係る重大事故防止の注意喚起（5月11日）、利根川水系のホルムアルデヒド騒ぎの原因である廃棄物情報のやり取り不足に対する注意喚起（5月30日）が、連合会から発せられました。

6月には石巻市災害廃棄物（廃畳）の受入れ処理が始まり、一方では28日をもって宮古市災害廃棄物の受入れ処理が

終了しました。また、東京都環境公社の城南島エコプラント事業終了（24年度末）が決定・公表されました。

7月の恒例の夏の東京都幹部職員人事異動では、廃棄物対策部は誰も動かないという珍事がありました。災害廃棄物等課題の多い中で、関係者は一安心でした。また、建廃の排出者、行政、処理業者の三者による施設見学研修会を行い、城南島2施設の見学と行政の解説、公社理事長講演などを実施しました。

8月24日、第1回の千葉・東京四者会合を実施しました。それぞれの行政と協会がざっくばらんに意見交換を行うことが都県境をまたぐ諸問題の解決に繋がるとの思いで始めたものです。まずは災害廃棄物問題について話し合いました。

9月の政党要望では、第三者評価制度のメリットの具体化、温室効果ガスの削減規制の運用緩和、設備の耐用年数の短縮などについて要望を行いました。その後、都議会自民党では温室効果ガス削減規制についてヒアリングやアンケート調査など対応をして頂いています。

10月には、5日から6日にかけて内外処理施設見学研修会として再び被災地を訪れました（石巻、名取など）。また、会員の皆様からお預かりした震災孤児奨学金原資210万円の贈呈を行うなど有意義な研修となりました。また、15日には3R環境大臣表彰が行われ、東京ボード工業、アルフォの2社が受賞されました。

今年の大きな出来事の代表はやはり10月26日の「産業廃棄物と環境を考える全国大会」の東京開催と、そのプレイベン

トとして協会女性部が中心となって開催した「e-Lady21のつどい」でした。全国大会のメイン行事であるパネル討論会はテーマが災害廃棄物で、パネリストとして東京都の木村廃棄物対策部長とともに高橋会長が登場し、今後の災害廃棄物の処理のあり方について、会報11月号で紹介のように多くの提案がまとめた形で発表されました。いつもと違い、途中退席のない引き締まったパネル討論となり好評でした。

また、e-Lady21のつどいは大盛況で、女性の活躍が日本を救うと言わんばかりの、楽しく元気の出る催しでした。関係者の皆様、大変有難うございました。

11月20日には東京医療廃棄物処理協同組合が解散しました。平成15年、医療廃棄物適正処理モデル事業に関する協定を、東京都、東京都医師会、東京産業廃棄物協会の三者で結び、追跡管理システムを備えた仕組みがつけられ、実行部隊として、平成16年に協同組合が設立され、爾来事業を継続してきました。平成25年度からは、都の第三者評価制度と電子マニフェストシステムとの組み合わせにより適正処理の確保を図ることとなり、協同組合はその役割を終えることとなりました。長い間ご苦労様でした。

12月16日には総選挙と東京都知事選挙が行われ、国では自公への政権交代が行われ、都では猪瀬知事が誕生しました。経済の再生に向けた努力が望まれます。

この一年、6月まではマニフェストの売上も回復に向かい、経済の立ち直りを感じたものでしたが、7月以降は厳しく

なるなど、一喜一憂の年でした。

●新しき一年に向けて

自公連立政権のスタートで始まった平成25年も、引き続き適正処理の推進を基本として進んでいくこととなりますが、新しい年は特に、現行制度の見直しに向け幅広い検討を進めるとともに、適正処理の確保のため、処理業者は元より排出事業者も含めた教育・啓発の強化に努めていく必要があります。また、災害廃棄物も広域支援から間近いとされる首都圏直下型地震への対応へと力点が移っていきます。さらに、第三者評価制度など優良化施策も、より具体的なメリットが感じられるものにしていかなければ、掛け声倒れに終わってしまいます。

法制度については、22年改正から3年を経、新たな改正に向け具体的な問題点の整理を行うべき時を迎えました。地域協議会と連携し連合会にも提起して行く必要があります。法制度検討委員会を始め各委員会において、当面する課題を含め引き続き論点の整理と具体的な提案について、活発な議論が期待されます。

適正処理の推進については、まず処理業者向けの入門講習会を都からの受託事業として2月に実施します。テキストも手作りとし、経験の浅い従業員向けの基本をきっちり押さえる講習を目指します。新年度には、ベテラン向けなど体系化を図ります。また、公社の排出事業者向け講習会に協力していくほか、高橋会長が常々力説されているように、適正処理の実現には排出者の排出者責任の自覚が不

可欠であることから、都の施策として排出者教育が展開されるよう求め、実施の一翼を担いたいと考えています。

首都直下型地震への対応は、現在国において災害廃棄物処理指針の改定作業が行われているため、その成果を待ちつつ、東日本大震災の経験を踏まえて、具体的に動ける有効な対応策を、東京都と連携しつつ検討して行くことが必要です。

優良化施策については、環境配慮契約法の基本方針に廃棄物処理契約を含める検討が終了し、4月からは実施の予定です。直接的には国等の事業に関する制度ですが、各地方自治体、大手民間事業者へと影響が広がっていきます。東京地域での導入の具体化について積極的に対応して行く必要があります。併せて、優良業者が優位に立てるような方策について、都に協力して検討してまいります。

平成25年4月から、協会は一般社団法人となり、名前も東京都産業廃棄物協会へと改まりますが、適正処理を目指す、会員のための、業界のための協会に変わりはありません。こうした諸課題に、引き続き取り組むとともに、会員の皆様のご意見を踏まえながら協会として適切な対応が図られるよう、また、会員増強と会員相互の交流と連携強化に貢献できるよう、高橋会長のリーダーシップの下、事務局共々努力してまいります。皆様のご支援を宜しく願います。

委員長・部長の新年ご挨拶

広報委員会 委員長 乙顔 均

新年あけましておめでとうございます。今年は癸（みずのと）巳（み）、十干では陰の水、干支は陰の火、相剋で水剋火（みずはひにかつ）だそうです。60年前は1953年、昭和28年。この年はNHKのテレビジョン放送の開始、有名な衆議院のバカヤロー解散のあった年だそうです。更に60年遡ると1893年、明治26年。この年には西、北、南多摩郡が神奈川県から東京府へ移管された年だそうです。さて、今年はどうのような年になるのでしょうか。

広報委員会としての心構えは従前と変わりはありません。今年こそは、毎年申し上げておりますところの情報の一方通行を双方向にしていく試みを実行していきたいと考えております。4月からは新法人へ移行しますが、一般社団法人ですので、会員の皆様へのサービスを考えることが責務となります。皆様にとっての有益な情報の把握、発信に勤めて参ります。

本年もどうか、従来に増してのご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。皆様にとりまして、実りの多き、ご多幸な一年になりますように広報委員会一同、祈念申し上げます。

中間処理委員会 委員長 碩 孝光

新年明けましておめでとうございます。

当委員会は一昨年12月に発足したばかりの新しい委員会ですが、皆様のご支援・ご協力を賜り、収集運搬委員会との合同委員会の開催、専門家を招いた研修会開催、放射能汚染の廃棄物処理に関するアンケートの実施など、活発な活動を展開することができました。

当委員会では、中間処理が広範囲であるため3分科会を設置し、専門性を踏まえた具体的な課題の検討を行うとともに、中間処理業が抱える諸問題、資源循環・リサイクルに関する事項の調査・検討、さらには、行政等からの諮問にも応えられる体制整備に取り組んでおります。また、現在は放射性物質汚染対処特措法への対応という大きな課題があります。これについては、今後も数回のアンケートを実施することで、より詳細な実態把握につとめ、行政への積極的な働きかけを行うこととしておりますので、何卒ご協力の程よろしく願いいたします。

今年の干支である「巳」年は、草木の成長が極限まで達し、新たな生命が生まれ始める年と言われています。わが国に深い傷跡を残した大震災と原発事故を乗り越え、被災地の本格的な復興とともに、業界のさらなる発展の年となるよう祈念申し上げます。

委員長・部長の新年ご挨拶

安全衛生推進委員会 委員長 伊藤 雅人

新年明けましておめでとうございます。旧年中は安全衛生推進委員会の活動にご支援頂き、また、講習会や研修会に多数のご参加を頂きありがとうございました。

長いデフレ基調の低迷した経済が続いております。低迷する経済活動に伴い産業界から排出される産業廃棄物は減少の一途をたどり、競争の激化を背景としたダンピング受注が労働災害防止対策の不徹底をもたらし、労働災害に繋がる懸念が懸念されます。

一方、企業に求められる労働安全衛生はより高いものとなり、労働災害防止対策を怠った企業への制裁は厳しくその代償はより大きなものになっています。事故は被災者・当事者は勿論のこと会社全体を揺るがす大きな不幸となります。

今こそ、安全は全てに優先する「安全第一」の理念を再確認し、厳しい経済環境だからこそ安全衛生活動に積極的に取り組む必要があると思います。

皆様の「安全第一」の一助となるよう努めてまいります。委員会へのより一層のご支援をお願い申し上げます。

医療廃棄物委員会 委員長 五十嵐 和代

新年明けましておめでとうございます。

昨年中は委員会の運営に対しましてご支援ご協力を賜わりまして心より感謝申し上げます。

昨年は医療廃棄物の安心安全な適正処理のために私共が何ができるかと模索する一年でした。その為にWDSシートをもっと広め有効活用し、その結果、適正処理に結びつけるという観点で都民ホールにて研修会を開催致しましたが、WDSシートについては、もう少しフォーマット自体を見直す必要性を感じ、今年はその事にも取り組む予定です。

また大きな流れとして医療廃棄物適正処理のための新しいシステム「電子マニフェスト+第三者評価制度」の組合せが新しくスタートする土台ができましたが、このシステムをいかに排出業者・処理業者に徹底していけるかの大きな課題に昨年以上に取り組む考えです。

階段を一段一段のぼるよう委員がより一層力を合わせ、医療廃棄物の適正処理に向けて尽力させて頂く所存です。

皆様のご指導ご鞭撻、今年もよろしくお願い致します。

委員長・部長の新年ご挨拶

収集運搬委員会 委員長 泉 昌男

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

昨年も「災害時対応のための資機材保有アンケート」の実施につきましては、ご協力いただき、誠に有難うございました。東京都が想定している地震モデルに対応するための資機材能力を把握する事ができ、深く感謝申し上げます。今後、具体的に災害時での稼働がどのくらい可能なのか等も検討していくことになるかと思いません。

今年は、協会ホームページ改修に合わせ、「災害窓口」を開設する場合の内容を検討し、首都圏直下型地震対策において東京都との連携をどのようにしていけばいいのか、取り進めて参ります。

中間処理委員会との合同委員会は、昨年に引き続き危険物搬入を無くす為のピラ作成等継続して取り組んで参ります。また本来の収集運搬業として各社が抱えている問題を委員会で検討して参りたいと思っております。その為にも委員相互の情報交換をもとに連携を図り、排出事業者と処理業者を繋ぐという大事な仕事を進めて頂きたいと思えます。

本年もご指導ご鞭撻の程よろしくお願い申し上げます。

建設廃棄物委員会 委員長 鈴木 宏和

新年あけましておめでとうございます。

昨年は委員会の活動に対しご協力ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年は一昨年に発生した東日本大震災から1年が過ぎましたが、未だ原発事故に伴う放射性廃棄物や電力供給問題などが解決されない状況です。また、12月に発生した中央高速・笹子トンネルでの事故は、高度成長期に整備された建築物や土木構造物などが更新期を迎え、今後の維持管理・更新の重要性を再認識させられた事柄でありました。そのため、近年減少傾向でありました建設廃棄物の排出量は、今後の動向によっては大量に発生することも想定されますので、建設副産物対策の推進がますます重要となるでしょう。このような中、再生砕石については利用促進が進んでおらず、今後とも利用先拡大策などを行政に働きかけてまいります。

景気も未だ先行きの見えない低迷は続いておりましたが、昨年暮れには総選挙が行われ、政権交代がなされました。今後の景気回復に期待し、本年もご指導、ご鞭撻を賜りますよう御願ひ申し上げます。

委員長・部長の新年ご挨拶

多摩支部 支部長 赤石賢治

新年明けましておめでとうございます。旧年中は多摩支部の活動にご支援とご協力を賜り心より感謝申し上げます。

昨年末は総選挙による政権交代がなされ、急がれる景気対策や未だ進まない震災復興など、依然として我々を取り囲む厳しい経済情勢に新たな期待をよせるものとなりました。

このような中、多摩支部としましては、例年通り研修会や施設見学会の実施などを通じ、より多くの多摩地域の会員企業の皆様とのコミュニケーションを図り、情報交換や情報発信の場となるよう活動をすすめて参りたいと思います。

また本年は多摩支部結成20周年を迎える節目の年であり、記念事業につきましても現在計画を進めておりますので、どうぞご期待ください。

巳年は、物事がいったん終結して新たに事が始まる年とも言われております。当協会も25年度より一般社団法人に移行することとなり、まさに巳年らしい新たな船出を迎える年となりました。

まだまだ厳しい状況のなかではありますが、本年も皆様のご理解、ご協力の程、お願い申し上げます。

青年部 部長 有吉嘉一郎

新年明けましておめでとうございます。

旧年中は青年部の活動にご支援ご協力いただき誠にありがとうございました。

さて、青年部は昨年に引き続きCSR2活動に力を入れ、清掃ボランティア活動等を行うと共に、次世代教育の一環として子供たちに対する環境学習に積極的に取り組んでいきます。

また、本年20周年という節目をむかえるにあたり、今一度青年部として何が出来るか何をすべきか、本来青年部はどうあるべきかをしっかり見定め、産業廃棄物業界の発展のため少しでも力になれる様活動してまいります。

本年も皆様のご理解、ご協力の程よろしくお申し申し上げます。

委員長・部長の新年ご挨拶

女性部 部長 二木玲子

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

平素より女性部の活動に対し格別のご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年は、東京での全国産業廃棄物連合会等が主催する全国大会の開催前に、関東地域協議会女性部会として東京、千葉、埼玉、群馬の4県の女性部が一緒になって、講演会“e-Lady21のつどい”を開催することができました。これも偏に会長をはじめ、協会の皆さま方のご理解のお陰と心より御礼申し上げます。我々女性部にとって大きな前進ができた一年でもありました。

世の中は、昨年暮れに政権交代がありましたが、一向に好転の兆しもなく、先が見えない混沌とした時代が続いております。今年は「巳年」です。巳年は力強い生命力に溢れた年、また物事がよい方向に向かう年とも言われます。＜一陽来復＞私たち女性部は、今年も明るく元気に、女性ならではの感性と知恵を活かしながら、今出来ることを持ち前の粘り強さと真面目さで取り組むことで、産業廃棄物業界に少しでもお役に立てるように活動してまいります。本年もどうぞ宜しくお願いいたします。

投稿 「ベトナムにおける廃棄物処理」今後の発展が期待される国での動向

24年11月19日、20日の2日間でベトナムのハノイに行きました。空港に着くなり汗ばむ暑さで、11月とはいえ日本の夏と同じような気候でした。荷物の受け取りに1時間以上待たされ、社会主義国という固定観念から「仕事が遅いのかな？」と到着早々同行者と話していました。いざ街中に出ると、社会主義国のイメージはあまり感じず、経済的に開かれ発展の勢いと人々の活気が一杯で、人々の顔も明るかったです。まだまだ経済力は低いですが、高層ビルの建設、大型工業団地の開発などが目立ち、街にはオートバイが多く、通勤ラッシュ時の路上は

どこも凄まじい台数でした。

街中を歩いていると路上は清掃されていて、決められたごみ収集場所に清掃車が回収に来ます。その場で、ウェストピッカーが資源化できる金属やプラスチックなどを選別、回収します。発生時点でごみの分別は特にされていないようで、日本のように自治体による分別のシステム化や市民の分別の習慣化は今後の課題のようです。

ベトナムの廃棄物分類は日本とは違いました。日本では、産廃の定義（産廃品目や業種指定）とその他が一廃という制度ですが、ベトナムでは違い、産業廃棄

物の具体的定義は確認できませんでした。実態としては、街中で発生する廃棄物と工業団地、工場から発生する廃棄物で区分されているようです。種類の区分としては、日本のような品目ごとの定義はあまり意識されていないようですが、重要かつ特徴的なのは、有害廃棄物は毒性、感染性などのリスクで区分しその中には放射性も含まれていました。今後有害廃棄物に関しては、明確に区分し管理してゆくようです。要するに、有害廃棄物か、そうで無いかの区分の管理を重視しているようでした。

視察の初日は政府系の企業が運営する最終処分場へ行き、その後、零細のプラスチックリサイクル業者が集まる街へ行きました。リサイクル業者は、工業団地に隣接し、手選別の業者や軽工業的にリサイクルする業者が数えきれないほどありました。最終処分場は、街から車で1時間ほどの郊外です。排水、臭気、衛生面など日本の処分場と比べると改善の余地は設備面、運営面、管理面など多く有ると感じました。ベトナムでも近隣住民対策は必要との事で、水質測定や処理水の放流時には近隣住民の立ち会いが必要との事でした。最終処分場にもウェストピッカーが大勢来るようで、入場制限をしているそうです。日本のように発生源で分別し資源化するのではなく、経済原理でウェストピッカーが静脈物流を形成しているようでした。廃棄物の発生量は年10%くらいのペースで増加していて、最終処分場の維持と新規開発が重要な課題と見受けられました。市民、企業からそれぞれ徴収する処理費用では、採算は合わないので、処分場確保と採算面、システム面、技術面での改善の余地が有ると思われます。日本の処理システムとの大きな違いは、経済力の低さゆえ設備投資しても採算が合わないために、

焼却炉他のインフラ整備が出来ない点です。

処理業者は認可制ですが、外資（独資も含め）での法人化が可能との事です。ガイドの話では、政府はインフラ整備などの目的で外資導入を進めているそうです。また、確認できていませんが優遇税制も有るとの事です。

二日目に訪問した民間の産廃業者（有害廃棄物）では、有害廃棄物の処理より、むしろ銅等のメタルを中心に有価物の資源化工場としての機能が優先されていました。経済も環境も市民の生活も成長段階で、規制対応などの環境品質より、経済性が優先している段階と感じました。訪問した処理業者は、元々は銅の電線の製造業者で、原料の銅を廃棄物から回収する工程から廃棄物処理の事業展開をし、その流れで有害廃棄物の処理業者としての認可を得たそうです。当社ハチオウも元々が銀の工芸品等の製品製造業でした。その後、原料の銀回収を事業化し、公害問題の時代と重なり昭和50年代に有害廃棄物処理業をスタートしたので、同社と企業の生い立ちの共通点を感じました。同社も将来は、個別の有害廃棄物処理の技術が必要とされる時が来る事を感じました。

国それぞれ、時代時代に必要とされる事が変わってゆくので、今回の視察を縁に、ベトナムを定点観測して行きたいと思いました。そう思わせてくれたのは、ベトナムの人々で、とても温厚な人柄に魅了されました。ガイドによると、団結力と愛国心の強い国民性が誇りとの事ですので、その点も個人的には見習わねばと思いました。

(株)ハチオウ 森 雅裕 記)

環境配慮契約法改正についてパブコメ及び関連意見を提出

平成24年12月26日(水)15時より、6名の委員によって開催された。議題は、環境配慮契約法改正への提言についてである。【担当：井上委員】

討議した結果、以下の通りパブリックコメントを12月末に提出した。

◆「産業廃棄物の処理に係る契約」の見直し

「産業廃棄物の処理に係る契約」について追加修正をお願いしたい。(下線部追加)

(2) 産業廃棄物の処理に係る契約

産業廃棄物の処理に係る契約に関する基本的事項は以下のとおりとする。

- ・産業廃棄物の処理に係る契約のうち、入札に付する契約については、入札に参加する者に必要な資格として、温室効果ガス等の排出削減、適正な産業廃棄物処理、再生利用の実施に関する能力や実績等を定めた上で、裾切り方式によるものとする。
- ・裾切り方式による具体的な入札条件については、処理する産業廃棄物や再生資源化の特性を踏まえ、調達者において設定するものとする。

<修正理由> 解説資料の「必要性と意義」や「基本的な考え方」には、「再生利用」が「適正処理・環境負荷低減」と同等に重要とされているにもかかわらず、契約の基本的な事項に記載がないのは、循環型社会構築の観点から不徹底であるため。

◆その他の環境配慮契約法に係る意見

当協会の法制度検討委員会にてメンバーの意見を聞いた結果、今回のパブリックコメントの該当範囲ではありませんが、下記意見が具申されたので、今後の参考になればと思い、記載提出させていただきます。

記

「評価・基本項目の中に、」

- ①環境報告書等の公表を評価するとあるが、「公表」とは入札主体から要求されればその資料を渡す程度にして欲しい。(公表の度合い)
- ②全従業員への研修教育とあるが、全従業員ではなく、「廃棄物処理業務に関連する全従業員」にして欲しい。

「配点例について」

- ③産業廃棄物の処理に係る契約の必要性と意義の中には「適正処理」「環境負荷

低減」と「再生利用」が同等に並んでいるが、中間処理業の評価項目になると配点例も含めとても優先順位が低くなっている。配点例も熱回収ではなく再生利用（例：リサイクル率）での配点・採点例を設けるほうが現実的である。

「将来的に」

- ④環境/CSR報告書は自己申告なので、数値等の計算根拠や基準がバラバラになる可能性が高いので、比較検討するには何がしかの統一した基準が必要ではないか。
- ⑤評価・基本項目が「優良基準への適合状況」から「優良認定取得の有無」に変わったときには、「環境配慮への取組」「優良認定取得の有無」と同等に「再生利用」も入れて、この3点にて評価するほうが循環型社会形成推進基本法（環境負荷の少ない持続可能な社会）の観点から合致する。
- ⑥⑤の「再生利用」も基本法に則ってマテリアル・サーマルの優先順位を加味し、そのマテリアルの場合に再生品の市場性の有無も評価に入れるほうが良い。
- ⑦⑤の場合、地方自治体での優良評価制度との整合性を検討していただきたい。
- ⑧事業者の環境配慮だけではなく、排出場所から持込先（対象事業場）までの距離も評価項目に入れるべきではないか。（例：特殊事情が無い限り、半径何km以内で処理すること・・・）
- ⑨また、中間処理業の評価には⑦に加え中間処理後の二次配送先との距離も評価項目に入れたほうが良い。
- ⑩配送距離だけではなく重量も加味したほうが良い。（配送距離×運搬重量で評価）

◆次回委員会について

日程：平成25年2月20日(水)15時～

- 議題：1 検討項目「建廃の選別の位置付けを法的に明確にして欲しい」、「住宅メーカー業界の扱い単位をマニフェスト記載単位にして欲しい」についての提言書の確認
- 2 11月に開催した合宿型委員会時での宿題（「申請書式の合理化【担当：山下委員】」、「グリーンイノベーション45の合理的な範囲、についての提言（再委託の規制の条件付き緩和と条件の提言）【担当：千明委員】」、「排出事業者責任との整合性について【芝田麻里弁護士より説明】」）の発表
- 3 平成25年度に検討する項目の優先順位付け
- 4 その他



女性部だより



国立環境研究所・山田正人氏を講師に招き 「原発事故と廃棄物処理」テーマに勉強会開催



講師の山田氏

平成24年12月20日(木)15時より、協会会議室において、「原発事故と廃棄物処理」というテーマで独立行政法人国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センターの山田正人先生にご講演いただき、部内勉強会を開催しました。山田先生は廃棄物適正処理処分研究センターの室長を務められており、東日本大震災以降は災害廃棄物と放射能汚染廃棄物への対応をされております。今回の講演では、1. 原発事故による放射性物質の拡散、2. 廃棄物処理と放射性セシウム、3. 放射性セシウムと埋立処分、4. 課題の4つの構成に分けてお話しいただきました。

「1. 原発事故による放射性物質の拡散」では、放射性物質の基礎知識について学び、特に放射性セシウムの特性として、半減期（放射性物質の量がはじめの二分の一になるのに要する時間）が放射性ヨウ素の1,400倍近くあるということが、さまざまな問題を引き起こしている

ということが分かりました。

「2. 廃棄物処理と放射性セシウム」では、家庭ごみで高い濃度の放射性セシウムが検出された理由として、家庭ごみに1割含まれる草木とそれについてくる土が原因であるということ、具体的な数値を交えながらご説明いただきました。

「3. 放射性セシウムと埋立処分」では、埋立処分に対する要件として①放射線を減衰させる、②飛散させない、③流出させないの3点を挙げられ、その上で、数十年から数百年という長期間の管理が必要なことを、私自身初めて学びました。

「4. 課題」として、汚染された廃棄物・副産物のうち、規制対象となっているのはごく一部であるということ、また最大の課題は放射能汚染廃棄物を「どこに埋めれば良いのか」ということであり、その議論が不十分であるとの見解を述べられました。

全体を通してユーモアを交えながら興味深くお話ししてくださり、また質疑応答では活発に意見が交わされ、廃棄物処理の現場サイドとして貴重な知見を得ることが出来た勉強会となりました。

(加藤商事(株) 佐々木由佳 記)

委員会報告



中間処理委員会の分科会報告（碩委員長）

平成24年12月3日(月)13時より各分科会が開催された。焼却分科会及び中和・脱水分科会はまず合同分科会を行い、中間処理委員会にて行った9月実施の中間処理業者向け「放射性物質汚染対処特措法、特定産業廃棄物に関するアンケート」の結果などから情報交換を行った。また、継続予定のアンケートの内容を検討の後、各分科会を実施した。破碎・圧縮分科会は施設見学を実施した。

〔焼却分科会〕

5名のメンバーにて放射能について下記の話し合いを行った。

- ・焼却灰、燃え殻の搬入について状況、価格は、現在も困難な状況が続いている。
- ・バグフィルターの交換時期については、細心の注意を払わなければならない。

〔中和・脱水分科会〕

5名のメンバーにて放射能について、アンケート後の各社の放射線測定結果と状況、搬入物の状況、再資源化施設の搬入規制値の動向、東京電力への請求の状況、について話し合いを行った。

〔破碎・圧縮分科会〕

13名のメンバーにて有明興業(株)若洲工場・リサイクルポートの見学を行い、その後会合を行った。破碎・圧縮業者においては放射能の影響が少ないことを確認した。分科会としては、メンバー各社の情報の共有、また業務における問題点の洗い出しなどを行い、中間処理委員会、協会と協力し解決していくこととした。また、メンバー推薦にてメンバーの補充も考えていくこととした。

建設廃棄物委員会（鈴木委員長）

平成24年12月5日(水)15時より、12名の委員により建設廃棄物委員会が開催された。

まず、11月に開催された東京都・建設廃棄物適正処理部会での資料をもとに事務局より説明があり、12月に開催される建設廃棄物適正処理講習会については再度、委員へ周知した。続いて、施設見学会については、現在調整中の適正処理部会の施設見学会に建設廃棄物委員も参加する形で進めることとした。なお、施設見学会の参加人数に制限がないか、施設見学会のプログラムとして勉強会が開催可能かどうか東京都側に確認することとした。勉強会が開催できない場合には、単独で開催する方向で進めることとなった。最後に残置ごみについて協議され、各市区町村に調査をし、統計をとりたいという意見が出されたため、今後は質問項目をチェックした上で調査票を送付する流れで進めていくこととした。

次回の委員会は1月下旬に開催予定。

安全衛生推進委員会（伊藤委員長）

平成24年12月6日(木)16時より、9名の委員全員の参加で開催された。議題は、①平成25年度年間行事計画について、②安全衛生研修会について、③安全衛生ポスターについて、④安全衛生表彰規程についてである。

まず、来年度の行事計画においては、研修会の開催を年3回に減らすことで決定した。次に、2月に行う安全衛生研修会について協議を行った。日程は平成25年2月21日(木)を第一候補とし、13時30分より神田（エッサム神田ホール）にて『産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメント推進研修会』をテーマとし、約3時間の研修会を実施する方向となった。なお、講師については「リスクアセスメントの必要性」を西原委員（五十嵐商会）が、その他の講義は中災防へ依頼することで決定した。安全衛生ポスターに関しては、年間を通して利用可能な年間標語ポスターを作成することとなり、年末年始無災害運動の周知方法については、12月の会報にリーフレットを同封することで決定した。最後に、安全衛生表彰規程について、公益法人制度改革に伴い規定内容の修正を行い、内容の決定に関しては理事会にて検討されるとの報告があった。

なお、次回委員会は平成25年2月21日(木)研修会終了後に開催することとなった。

収集運搬委員会（泉委員長）

平成24年12月13日(木)16時より9名の委員によって開催された。

まず、災害時対応に関する活動について、会員への連絡方法については以前から協会のホームページを活用する案があるが、具体的な方法について話し合いを行った。引き続き次回の委員会で検討していくこととなった。

来年度の委員会開催について、6月、9月、12月、平成26年2月開催と決定した。また中間処理委員会との合同委員会が数回ある予定。委員会としては、より適正処理に向け、問題点の改善に取り組んで活動していくこととした。

今回は、平成25年2月13日(水)15時30分からの開催とした。

青年部（有吉部長）

平成24年12月14日(金)15時半より12名の幹事により幹事会が開催された。

まず、各委員会より委員会報告があった。コミュニケーション委員会からは来年の8月に簡単なおみ拾いとしての清掃活動を行うことが報告された。研修委員会からは次回の勉強会にBCPをテーマとした内容で開催したらどうかという意見が出され、幹事内で多数の賛同があったため進めることとした。

続いて、来年度のアースデイについての運営方針の概要が報告された。今年度は人手不足だったこともあり、来年度は若手を多数集める必要があるため、各委員会内でアースデイ担当を決めて募集をかけることで決定した。

最後に来年度の20周年事業について実行委員会により打ち合わせをしたことが報告された。記念事業の開催日については、協議の結果、9月20日とし、開催内容は歴代の部長に講演を依頼することとした。開催場所については今後さらに詰めていくこととし、会議を終了した。

～協会の主な今後の日程～

(平成25年1月7日現在)

月	日	曜日	行事予定	備考
1	9	水	常任理事会 13:30～/第301回理事会 14:30～	協会会議室
	16	水	広報委員会 10:00～	協会会議室
	17	木	女性部 幹事・PRチーム 「関東地域交流会」打合せ 15:00～	協会会議室
	18	金	全産廃連；第11回理事会 15:00～/新年賀詞交歓会 18:00～	明治記念館
	23	水	「優良性基準適合認定証授与式」 14:00～	角筈区民ホール
	25	金	第58回定時総会 16:30～/賀詞交歓会 18:00～	青山ダイヤモンドホール
	30	水	建設廃棄物委員会 15:00～	協会会議室
2	1	金	全産廃連；第2回全国正会員事務局責任者会議	アジュール竹芝
	6	水	「産業廃棄物処理業者向け（入門）講習会」～適正処理の基礎知識及び実務に関する講習会～ 13:00～17:00	TKPスター貸会議室 上野 ANNEX
	7	木	「産業廃棄物処理業者向け（入門）講習会」～適正処理の基礎知識及び実務に関する講習会～ 13:00～17:00	TKPスター貸会議室 上野 ANNEX
	8	金	青年部 幹事会/勉強会/賀詞交歓会	協会会議室
	13	水	平成24年度「産業廃棄物処理実務者研修会（基礎コース）」 収集運搬委員会 15:30～	ベルサール西新宿 協会会議室
	15	金	中間処理委員会 15:00～	協会会議室
	18	月	「産業廃棄物処理業者向け（入門）講習会」～適正処理の基礎知識及び実務に関する講習会～ 13:00～17:00	TKPスター貸会議室 上野 ANNEX
	19	火	「産業廃棄物処理業者向け（入門）講習会」～適正処理の基礎知識及び実務に関する講習会～ 13:00～17:00	トヨタドライビングスクール 東京 会議室
	21	木	女性部 関東地域交流会（講演会/新年会） 安全衛生研修会「産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメント推進研修会」13:30～ (研修会終了後) 安全衛生推進委員会	ニューオータニイン東京 エッサム神田ホール 〃
	22	金	全産廃連；全国正会員会長・理事長会議	JRホテルクレメント高松
	25	月	「産業廃棄物処理業者向け（入門）講習会」～適正処理の基礎知識及び実務に関する講習会～ 13:00～17:00	トヨタドライビングスクール 東京 会議室
	26	火	常任理事会 15:00～	協会会議室
	3	12	火	全産廃連；第12回理事会
13		水	常任理事会 13:30～/第302回理事会 14:30～	協会会議室
14		木	「産業廃棄物処理業者向け講習会」～静脈産業をめぐる最新状況に関する講習会～ 13:00～17:30	砂防会館 別館 会議室 シェーン・バツハサボー
26		火	総務委員会/常任理事会	協会会議室

行政だより

平成 24 年 12 月 20 日
環 境 局
公益財団法人東京都環境公社

「産廃エキスパート」・「産廃プロフェッショナル」の 平成 24 年度の認定業者が決定しました

産廃エキスパート（トップランナー的業者） 42社
産廃プロフェッショナル（中核的役割を担う優良業者） 42社



東京都が平成21年度から実施している優良な産業廃棄物処理業者を認定する第三者評価制度について、平成24年度認定業者が決定しましたので、お知らせいたします。

1 認定業者数（()内は22年度認定業者数）

区 分	認定業者数	業の区分			
		専門性 (感染性廃棄物)	収集運搬業 (積替え保管を除く)	収集運搬業 (積替え保管を含む)	中間処理業
産廃エキスパート	42 (37)	3 (3)	26 (24)	13 (11)	12 (11)
産廃プロフェッショナル	42 (37)	8 (4)	32 (29)	10 (8)	8 (8)
計	84 (74)	11 (7)	58 (53)	23 (19)	20 (19)

(注)・複数の業の区分の認定を受けている業者があるため、認定業者数の合計は整合しない。
・本年度は22年度認定業者の更新時期であったため、22年度の業者数との比較を行った。

認定の詳細については、裏面及び別紙認定業者一覧を参照願います。*一覧表省略
なお、認定業者の情報については、環境局・東京都環境公社のホームページでご確認いただけます。

※産業廃棄物対策課ウェブサイト http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/resource/industrial_waste/index.html
東京都環境公社ウェブサイト <http://www.tokyokankyo.jp>

2 認定業者の拡大に向けた都の取組

- ① 排出事業者等に対する認定業者の活用の促進
- ② 処理業者を対象とした研修事業等の充実

3 認定式

平成 25 年 1 月 23 日（水）14 時～15 時 30 分（新宿区立角筈区民ホール）

<制度に関する問い合わせ先>
環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課
電話 03-5388-3584
<認定に関する問い合わせ先>
公益財団法人東京都環境公社 優良性認定評価室
電話 03-3644-1381

行政だより

【認定の詳細】

1 制度の概要

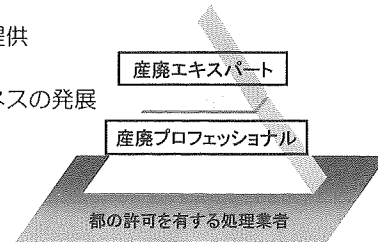
平成21年10月に都が全国で初めて創設した、産業廃棄物処理業者の第三者評価制度。産業廃棄物処理業者の任意の申請に基づき、適正処理、資源化及び環境に与える負荷の少ない取組を行っている優良な業者を、第三者評価機関として都が指定した(公財)東京都環境公社が評価・認定する制度

第1回の認定は平成22年2月に実施。今回は4回目の認定であり、認定期間満了となる平成22年度認定業者の更新申請と新規事業者の申請の両者が対象

認定区分	遵法性	安定性	先進的取組
産廃エキスパート	必須(100%)	80%	60%
産廃プロフェッショナル	必須(100%)	70%	-----

2 制度のねらい

- ① 排出事業者に信頼できる処理業者情報の提供
- ② 優良な処理業者の育成と適正処理の推進
- ③ 健全な産業廃棄物処理・リサイクルビジネスの発展



3 平成24年度の制度改正の概要

○トライアル認定の創設(認定区分の変更認定)

産廃プロフェッショナルの認定業者は、認定の有効期間内に産廃エキスパートの認定基準に達した場合に、産廃エキスパートへの昇格の機会を得ることができることとした。⇒2社を認定

4 認定の有効期間

新規事業者 平成24年12月20日から平成27年3月31日まで
更新業者 平成24年12月20日から平成28年3月31日まで

5 今年度の認定状況の特徴

認定業者の水準の向上

- ・認定業者数の増加(242社⇒250社)
- ・平均得点率が上昇

産廃エキスパート 1.7ポイントアップ(満点を100ポイントとした場合)

産廃プロフェッショナル 0.4ポイントアップ(満点を100ポイントとした場合)

6 認定業者の総数(第4回の認定業者を含む合計)

区分	認定業者数	業の区分			
		専門性 (感染性廃棄物)	収集運搬業 (積替え保管を除く)	収集運搬業 (積替え保管を含む)	中間処理業
産廃エキスパート	158	25	85	65	73
産廃プロフェッショナル	92	14	67	25	21
計	250	39	152	90	94

(注)複数の業の区分の認定を受けている業者があるため、認定業者数の合計は整合しない

行政だより

【会社名五十音順】

平成24年度 協会員認定業者一覧

2012.12.25 現在

会社名	産廃エキスパート					産廃プロフェッショナル				
	収集運搬業 積替え保管 除く 含む	感染性廃棄物 専門性 (取運)	中間処理業	感染性廃棄物 専門性 (中間)	収集運搬業 積替え保管 除く 含む	感染性廃棄物 専門性 (取運)	中間処理業	感染性廃棄物 専門性 (中間)		
㈱アールエムシー					●					
㈱アサヒ開発					●					
㈱アンカーネットワークサービス					●					
㈱五十嵐商会	●									
㈱SHIDA					●					
ウム・ヴェルト㈱	●									
栄和清運㈱		●								
㈱カネテツ	●		■							
㈱環境テコム	●	☆								
㈱協栄清水商店	●		■							
グリーンテックシオガイ東京㈱					●			■		
㈱黒姫		●								
㈱ケイ・エム環境	●									
広陽サービス㈱		●		■						
㈱小早川運輸		●								
㈱小谷中	●			■						
シグマテック㈱	●									
㈱鈴徳				■						
総合商社桂商店㈱					●			■		
㈱総合整備		●		■						
大生運輸㈱					●					
㈱タイセイリサイクル					●					
㈱太陽油化		●		■						
㈱ダステックス					●				■	
㈱田中商会	●									
多摩興運㈱		●								
ティー・ピー・ロジスティックス㈱	●									
㈱東亜オイル興業所	●									
東京ボード工業㈱				■						
東京名鉄カーゴサービス㈱					●					
東電環境エンジニアリング㈱					●					
㈱トベ商事		●		■						
㈱長岡商店	●			■						
㈱ナリコー					●			☆		
㈱ナンセイ					●					
日進化成㈱					●			☆		
日晴ビジネス㈱					●			☆		
日本メディカル・ウェイト・マネジメント㈱	●	★								
㈱フロンティア		●		■						
㈱ベアックス					●			★	■	
丸順商事㈱					●					
ムゲンシステム㈱					●			★		
㈱ユーワ				■						
㈱リサイクル・ネットワーク		●								
44	10	13	2	12	0	13	5	5	4	0

※ ☆は、収集運搬(積替え保管を除く)

※ ★は、収集運搬(積替え保管を含む)

エキスパート 26

プロフェッショナル 18

エキスパート(専門性) 2

プロフェッショナル(専門性) 5

身近な「ヒヤリ・ハット」事例 Part69

	何をしている時	何がどうした	改善すべき事項
1	二車線道路の右側を走行中	左側へ車線変更をしようとウインカーを出したら、死角を走行していた二輪車が速度を上げて自車を追い越して行った。	後方の死角には何かいると思って常に意識をし、ウインカーを出してから余裕を持って車線変更を行う。
2	運転中	自転車に乗った子供が飛び出してきた為、接触しそうになった。	住宅街等の子供が居そうな場所は、できるだけスピードを落とし走り切る。
3	トラックで、3台のランニングボックスを運搬中	トラックとすれ違った時に接触したと勘違いし、急ブレーキを掛けた為に荷台のランニングボックスが移動した。	少ない荷物でも、動かないようにしっかり固定する。
4	発進時に	信号が青になったのでアクセルを踏んだら、後方の死角に居た二輪車が急に横から前へ割込んできた為、急ブレーキを掛けた。	発進時には一呼吸おいて、周囲の状況をよく確認して発進する。また、停止時も常に周りを気にしておく。
5	見通しの悪い交差点を走行中	ヘッドホンをしている自転車が、後方確認もせず急に車道を横断してきた。	車道を走行している自転車とは、なるべく距離を置く。
6	二車線道路の右側を走行中	交差点を直進しようとしたら、対向車の右折信号が赤にも関わらず、右折してきた。	～かもしれない運転を常に念頭に置いて運転する。
7	石膏ボードを運搬中	細かいボードが道路に落ちた。	細かく飛ばされるような物でも、ビニールシートを被せるなどして、しっかり固定して走行する。
8	見通しの悪い交差点を走行中	住宅街で、自転車が急に飛び出してきた。自車は徐行していた為、とっさにブレーキを踏み接触は避けられた。	常に予測した運転を心掛ける。
9	車両を動かそうとした時	真横に自転車が居て、巻き込みそうになった。	どのような状況でも、停止した時は必ずミラーと目視確認を行ってから移動する。
10	二車線道路の右側を走行中	急カーブでトレーラーと並走し内側に迫ってきた為、対向車両との間に挟まれそうになった。	急カーブに差し掛かる前に減速し、並走しないようにする。

「ヒヤリ・ハット」の事例がございましたら、協会までお寄せ下さい。

◎ 新 入 会 員 紹 介 ◎

(株)浜田

代表取締役 濱田 篤介

産業廃棄物収集・運搬（保管・積替えを除く）

〔汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）〕

特別管理産業廃棄物収集・運搬（積替え保管を除く）

〔①廃油（揮発油類、灯油類、軽油類）、②廃酸（pH2.0以下のもの）、③廃アルカリ（pH12.5以上のもの）、④特定有害産業廃棄物ア. 廃石綿等〕

〒569-1123 大阪府高槻市芥川町2-24-5

☎072 (686) 3500

表紙の言葉

きりりと大見得を切る「助六」の江戸風を製作中の加藤秀吉^{ひできち}さん。加藤さんは豊島区認定の伝統工芸士だが、元は化粧品会社の試験研究室で染料や法定色素を研究するサラリーマンだった。旅先の青森で津軽風に魅了され、津軽風の第一人者に師事を仰いだのが始まりで、その後、江戸武者絵風の名工といわれる橋本貞造氏の画風を学び、定年を迎えてから専門の江戸風職人となった。

江戸風には武者絵風、歌舞伎風、奴風などがあり、写実的な描き方を特徴とする。加藤さんは武者絵を忠実に再現しようと甲冑の研究を重ね、風神雷神を描く際には美術館にも足を運ぶ。加藤さんは今でも研究者なのである。江戸時代からの技法を守り、美濃紙という分厚い和紙と墨、自然の染料、竹ひごで仕上げる。小・中学校での実技指導や伝統工芸教室で講師を務めるほか、全国各地の式典や国際会議のための記念品製作など、江戸風の伝統と技を広める活動も行っている。

風の起源は詳しく解明されていないが、一説には紀元前300年頃中国で発祥し、占いや戦具として使われたようだ。日本には平安時代頃に中国から伝わり、江戸時代に入ると身分の差なく正月の遊びとして流行した。昔から「立春の季に空に向くは養生のひとつ」と言われていたことや、陰陽五行思想から正月を無事に迎えるおまじないでもあった。

江戸風 加藤秀吉

所在地 東京都豊島区駒込2-9-11-501

電話 03-3918-0270 / FAX 03-3918-0270



失敗から学ぶ日本人になろう

専務理事 古川 芳久

講習会では息抜き話をする余裕があまりない。そこで、誌上で四方山話をひとつ。

2013年、日本が大東亜戦争（最近ではアジア太平洋戦争と言うらしい）に敗北して68年目を迎える。私のような団塊の世代は、終戦後の貧しい時代に生まれたものの戦争の悲惨さは体験していない。それどころか、小学生の頃は戦争漫画を読んで育ったようなものだ。世間では再軍備反対などの声も高い時代だったが、子供たちは第二次世界大戦、とりわけ日本が中心となった大東亜戦争（当時は太平洋戦争と教わった）を題材にした、ゼロ戦や隼、連合艦隊などの活躍に胸を躍らせたものだった。

さて、子供であっても大東亜戦争の敗北はもちろん知っていたが、漫画の中では個々のエピソードが血沸き肉躍る物語に仕上げられており、なぜ日本軍が敗れて行ったかということまでは詳細に学ばなかった。上級生・中学生になり歴史を習うようになって始めて国力の差から勝てるはずもない戦争だったと知り、何故負ける戦争を起こしたのか、何故敗れて行ったのか、敗戦は日本にとって良かったのか悪かったのか、色々考えるようになった（しかし、小学生の頃正直言って戦争漫画、本当に面白かった）。

日本軍が何故負けたかについて、戦争の遂行過程において各作戦で失敗を重ねたことが敗北を決定づけたとし、「戦い方」の失敗について解明しようとした「失敗の本質-日本軍の組織論的研究」

という名著があり、現代の日本の組織・企業を考える上でも大変有益であることは以前にも触れた。個々の論点については折を見て触れて行こうと思う。

著者たちの研究の理由に、「戦い方」の失敗について「その教訓を十分かつ的確に学びとることこそ、平和と繁栄を享受するわれわれに課された責務の一つであり、将来も平和と繁栄を保持していくための糧となる」ことをあげている。そこには、失敗から学ばない日本人に対し、同じ過ちを繰り返しているのではないかという叱咤がある。

新年早々失敗の話しかと思わず、教訓に学び新しい戦略、組織運営の新機軸を如何に展開するかという前向きな気持ちを強くもってほしい（自戒も含め）と思う。

『失敗の本質』の第一章「失敗の事例研究」では、大東亜戦争における6つの作戦が取り上げられている。一番目のノモンハン事件（1939=昭和14年）は、戦争指導の最上位にある大本営の方針が不明確で作戦目的があいまいであり、中央と現地=関東軍とのコミュニケーションが有効に機能せず、情報解釈の独善性、過度な精神主義など、失敗の序曲であったとしている。

二番目のミッドウエー作戦（1942=昭和17年）は、米軍に暗号を解読され、作戦目的の二重性などの要因のほか、不測の事態に有効に対応できずに、太平洋の主導権を喪失するに到った、海戦のターニングポイントであるとされている。映

みんなが使おう！ 再生紙

画「連合艦隊司令長官山本五十六」でも、少し分かりにくいとその辺りが描かれている。

三番目のガダルカナル作戦（1942年）は、情報の貧困から米軍戦力を過小に判断、陸軍と海軍がバラバラの状態のまま、米軍の海兵隊組織を活用した水陸両用作戦の前に壊滅的な打撃を受けてしまった、陸戦のターニングポイントであったとされている。

四番目のインパール作戦（1944=昭和19年）は、行う必要性のなかった作戦が、人間関係を過度に重視する日本軍の情緒主義のゆえに許容され、結果的に膨大な犠牲を払うことになった、ずさんな賭けの失敗として扱われている。

五番目のレイテ海戦（1944年）は、“日本的”精緻をこらした作戦の下に実施されたものの、参加部隊がその任務を十分把握せず、統一指揮のないまま戦艦大和の「謎の反転」をもって終わる史上最大の海戦は、自己認識の失敗とされている。

六番目の沖縄戦（1945=昭和20年）は、当初善戦しつつも、戦略持久か航空決戦かの迷いの中で、大本営と現地軍との認識のズレや意見の不統一から、悲惨極る国土戦となった、終局段階での失敗として整理されている。

こうした6つの作戦の事例からも、戦略性のなさや情報の軽視など失敗の積み重ね、失敗から何も学ばず破局を迎えていったという流れがよく分かる。そしてまた、現代日本の行政・組織・企業における状況に似ているのでは、という恐ろしさを感じる。

第二章「失敗の本質」では、日本軍の最も強力な相手であった米軍の組織特性と対比しながら、日本軍の失敗を組織特性の面から明らかにしようと、戦略上の失敗要因、組織上の失敗要因分析がなされている。その要約において、下表のよ

うな整理がされている。

分類	項目	日本軍	米軍
戦 略	1 目的	不明確	明確
	2 戦略志向	短期決戦	長期決戦
	3 戦略策定	帰納的 (インクリメンタル)	演繹的 (グランド・デザイン)
	4 戦略オプション	狭い -統一統合戦略の欠如-	広い
	5 技術体系	一点豪華主義	標準化
組 織	6 構造	集団主義(人的ネットワーク・プロセス)	構造型主義 (システム)
	7 統合	属人的統合 (人間関係)	システムによる統合 (タスクフォース)
	8 学習	シングル・ループ	ダブル・ループ
	9 評価	動機・プロセス	結果

日本軍と米軍の戦略・組織特性比較

そして、こうした戦略と組織の様々な特性が個々に無関係に存在するのではなく、それぞれの特性の間に一定の相互関係が存在することに注目すべきとしている。日本軍の目的の不明確さは短期決戦志向と関係があり、戦略策定における帰納的方法（悪く言えば場当たり主義）とも関連性をもっている。明確なグランド・デザインを持たないことは、戦略オプションも限定される。短期決戦志向や戦略目的の不明確さからは、バランスのとれた兵器体系も生まれにくいと指摘している。

第三章「失敗の教訓」-日本軍の失敗の本質と今日的課題-では、組織論研究の立場から、失敗の本質の理論的な整理がなされている。そして戦後、日本軍の組織的特性が現代の日本組織に引き継がれている面があるとし、日本的企業組織も、新たな環境変化に対応するため、自己革新能力を創造できるかが問われていると警告を発している。このことは、「失敗の本質」が発表されてから29年目を迎える今も変わらない重大な課題であると思う。

* 「失敗の本質」1984年ダイヤモンド社、1991年中公文庫




 弁護士
芝田 稔秋
行政との訴訟で処理業者が成功した事例は、どんなものがあるか
事業停止処分、許可取消処分が間違っていたら、どうする?
(シリーズ 4)

法律相談

会社が違法行為を行ったなら、事業停止命令や業の許可や施設の許可を取消されるなど、不利益な行政処分が行われるのは仕方のないことである。処分を厳正に受け止め、以後は襟を正して適正な処理を心がけなければならない。

しかし、行政処分がどうしても納得できない場合は、その取消を求める訴えを提起するしかないが、訴えを提起しても、勝訴するとは限らない。

では、処理業者が勝訴した例には、どんな例があるのか。参考になると思われる例を紹介しよう。

今回は、このシリーズの4回目として、次の判例を取上げる。

エヌエス日進行政処分取消請求事件

(広島高裁 岡山支部 H16.7.22判決)

はじめに

本件訴えは、事業停止処分（行政処分）をした後に提起したものであるために（普通、行政処分取消の訴えは、行政処分された後に提起するものであり、特に、この件だけが異常だというものではないのに）、被告である岡山市の方から、〈訴え提起は時間切れである〉として、訴えの利益がないという抗弁が提起されたため、この訴えの利益の有無が、第1の争点になった。

次に、本件建設汚泥が原告の工場に搬入された時点では、「廃棄物」たる「汚泥」であることに争いがなかった建設汚泥が、工場から排出された時点では、再生利用のための処理が加えられており、この「改良土」が「廃棄物」たる「汚泥」にあたるかどうか争点の一つとして争われた。

本稿では、これに関連する争点だけ取り上げることにして、その他の争点については別に扱うことにする。

事案の概要

E社（エヌエス日進）は、産業廃棄物の中間処理を行っている会社である。

建設汚泥に安定化処理を行った「改良土」を有償譲渡するにあたり「改良土」の収集運搬をA社に委託した際、収集運搬について契約書を作成しなかった。本件「改良土」が「産業廃棄物」であれば、契約書の作成が必要となる。

岡山市は、本件取引の対象とされた「改良土」は産業廃棄物たる「汚泥」であって、産業廃棄物の収集運搬については、処理法の定める委託基準によれば書面によって行うことが必要であるにもかかわらず、書面による委託を行わなかったとして、Eの行為を委託基準違反であるとして、E社に対し、10日間の業務執行停止処分を行った。

これに対し、E社が、業務執行停止処分を受けた後に、その違法性を争って、業務執行停止処分の取消を求めたのが本件である。

この業務執行停止処分は、本件「改良土」が「産業廃棄物」であることを前提としている。

では、本件「改良土」が産業廃棄物たる「汚泥」にあたるだろうか。

- 争点①： まず、本件訴えが、事業停止処分をした後に提起したものであるために、岡山市の方から、〈時間切れである〉として、訴えの利益がないという抗弁が提起されたこと。
- 争点②： 本件建設汚泥は、再生利用目的のための処理が加えられたものであること。
- 争点③： 従って、その後は、廃棄物性が変化するのではないかが争われたこと。
- 争点④： この争点③に伴って、当初廃棄物であったものが、処理によって廃棄物性がなくなるとの主張（業者＝エヌエス日進）と、依然として廃棄物であると主張（行政＝被告）が対立し、その場合、その立証責任は誰にあるかも争われた。

参照条文

第二条（定義） この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く）をいう。

- 2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- 3 この法律において「特別管理一般廃棄物」とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。
- 4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。
 - 一 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物
 - 二 省略

5 省略

第七条（一般廃棄物処理業）一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

2～4 省略

5 市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一～三省略

四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ハ・ニ・ホ・ヘ 省略

ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めに足りる相当の理由がある者

チ 省略

リ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

ヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

第十四条（産業廃棄物処理業） 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。以下この条から第14条の3の3まで、第15条の4の2、第15条の4の3第3項及び第15条の4の4第3項において同じ）の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその産業廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

2～4 省略

5 都道府県知事は、第1項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(2) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 第7条第5項第4号イからトまでのいずれかに該当する者

本件事業執行停止処分に係るエヌエス日進の訴えの適法性について

- (1) 被控訴人岡山市は、本件事業停止処分に係るエヌエス日進の訴えは、本件事業停止期間の経過により、訴えの利益が既に消滅していると主張する。
- (2) 行政処分についての取消訴訟あるいは無効確認訴訟は、当該処分の効果が期間の経過等により消滅した場合においても、なお処分の取消あるいは無効確認をしなければ回復できないような法律上の利益を有する者に限りこれを提起することができる（行政事件訴訟法9条、36条）。したがって、事業停止処分のように、行政処分が一定の期間内に限り、国民の権利利益を制約するものである場合、すなわち、処分に期間が付されている場合、期間経過後においては、処分がされたことを理由として法律上の不利益を受けるおそれがあるのでなければ、その取消等を求める訴えの利益は消滅する。
- (3) 本件の場合に本件事業停止期間が経過していることは明らかであるから、なお、エヌエス日進において、法律上の不利益を受けるおそれがあると認められるかが問題となる。

ア 廃棄物処理法14条2項、5項及び同法14条の4第2項は、産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業について、5年を下らない政令で定める期間ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う旨規定しており、その更新許可にあつては、許可に準じる審査基準が適用されるが、同法14条3項等により準用される同法7条3項4号ホは「その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めに足りる相当な理由がある者」には許可をしてはならない旨を規定している。

イ この規定について、被控訴人は、申請者の資質及び社会的信用の面から適切な業務運営が初めから期待できないことが明らかな者をいい、エヌエス日進のように比較的短期間の事業停止処分を受けた者は、上記規定に該当するとされることはあり得ないと主張する。しかし、上記規定には被控訴人主張のような限定は付されておらず、エヌエス日進が、将来、産業廃棄物収集運搬業等の許可の更新を申請した場合、本件事業停止処分の存在がエヌエス日進にとって不利益な事由として考慮されるおそれがあるといわざるを得ない。

- (4) 以上によれば、本件事業停止処分に係るエヌエス日進の訴えには訴えの利益があると認められるから、当該訴えは適法である。被控訴人の上記主張は採用できない。

争点② 本件建設汚泥は、再生利用目的のための処理が加えられたものであること

そのため、市が、本件「改良土」の価格が安いとして、産業廃棄物たる「汚泥」であると主張したのに対し、裁判所は、以下のように述べて「汚泥」には当たらないとし、本件業務執行停止処分を違法であるとして、業務執行停止処分を取消した。

裁判所の判断

争点① 訴えの利益の有無について

(1) 再生利用のための処理後の産業廃棄物該当性

「ある産業廃棄物を再生利用のために処理をし、他人に有償で売却することができる状態となった場合には、当該産業廃棄物は、その産業廃棄物該当性を失う」が、一方、「ある産業廃棄物に何らかの処理がなされても、未だ他人に有償で売却することができる状態に至っていない場合には、その産業廃棄物該当性は失われていない。」

争点③ 問題となっている物が産業廃棄物であることの立証責任は、誰にあるか

「国民の自由を制限し、国民に義務を課する行政処分の取消しを求める訴訟においては、行政庁がその適法であることの主張立証責任を負担すると解すべき」である。

E社の事業場に搬入された時点では産業廃棄物である汚泥であったことについて争がない本件の場合、「本件係争物が産業廃棄物である汚泥に再利用のための処理をし、他人に有償で売却することができる状態となったこと・・・又は他人に有償で売却することができないものであったということについて、被控訴人（市）がその主張立証をする責任を負うといわなければならない。」

本件「改良土」の産業廃棄物性

ア 本件「改良土」の客観的状态

本件改良土は、・・・「約45度の安息角をもって堆積しており、ダンプの荷台にも粘土状あるいは液状の物体の付着は認められない」ことからすると、本件改良土は産業廃棄物である汚泥であるとは認められない。

イ 廉価性と産業廃棄物性

市は、本件改良土が極めて安価である旨をもって、産業廃棄物たる「汚泥」にあたと主張するが、E社は改良前の汚泥を引受ける際に処理費を受領しており、処理費とあわせて考えると、改良土を安価で販売しても、なお1立米あたり約1000円程度の利益を得ることができる。

争点④ この争点③に伴って、当初廃棄物であったものが、処理によって廃棄物性がなくなるとの主張（業者＝エヌエス日進）と、依然として廃棄物であるという主張（行政＝被告）が対立する場合、その立証責任は誰にあるかも争われた。

解 説

(1) 再生利用のための処理後の廃棄物該当性判断と有償性について

本判例は、「他人に有償で売却することができる状態となった場合には、当該産業廃棄物は、その産業廃棄物性を失う」としており、有償性の有無に着目している。

一方、前にも取上げた「木くず事件判決は、有償か無償かだけでは取引価値ないし有償性の判断をすることができないとしている。

では、木くず事件判決と本判決は矛盾するだろうか。

まず、木くず事件判決は、木材の受入れ時において、リサイクル製品を作るための原料として「木材を受け入れたことに着目し、受入れ時に有償であったか無償であったかを問わないと判断したものであった。

これに対し、本件は、受入れ時点ではなく、工場においてリサイクル製品として改良された後、工場から出てきた時点の廃棄物該当性を問題としており、「製品」である以上、有償性が着目されたといえる。

よって、両判決は、廃棄物性が問題となった段階（時点）を事にしており、矛盾はしていないと考えられる。

また、有償性判断にあたっては、必ずしも製品としての価格のみに着目して判断がなされているわけではない。E社は、「製品」の原料となる産業廃棄物たる汚泥を受け入れる時点で「処理料金」を受け取っており、この処理料金とあわせて考えると、E社に利益は出ており、「製品」の価格が安いことのみをもって産業廃棄物であると判断することはできないと判断されているからである。

結局、本判決の判断は、「おから事件」で示された、総合説の一場面として捉えることができる。また、「有償性」は、廃棄物該当性判断の絶対的要素ではなく、ひとつの要素でしかないことを再度確認すべきであるといえる。

(2) 産業廃棄物であることの立証責任の所在について

裁判所は、行政処分取消訴訟において、行政処分を行うに際し、「産業廃棄物」であるとして行政処分をした場合は、その物が産業廃棄物であることについて、行政庁が主張立証責任を負うとした。

その根拠について、行政処分が国民の自由を制限し、義務を課するものであるとして、行政処分の性質から主張立証責任が行政がわにあることを明らかにしている点が注目される。

POINT

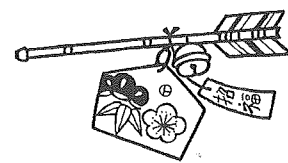
⇒ 産業廃棄物をリサイクル製品として品質改良後に出荷する場合には、製品が製品としての取引価値を有するものであるかを判断する基準として「有償性」、すなわち、価格が考慮される。

⇒ もっとも、価格それ自体から取引価値が決定されるのではなく、その物の利用状況等、一連の経済活動を全体的に観察し、製品としての価値が認められているかどうかを判断すべきである。

⇒ 行政処分を課すにあたっては、処理法の目的である廃棄物の再生利用を妨げるような解釈を行ってはならない。

謹賀新年

2013年 元旦



事務局だより

新しい年を迎え、おめでとうございます。今年は何としても災害のない平穏で、1歩でも2歩でも前に進むような年になればと思う。震災で被災された方々にとって、2回目の冬を迎えることになるが、甚大な被害を元のように復興させるには、強い思いと覚悟、そしてその持続がなければできないのではないだろうか。

昨年12月、かなり大きな地震があったことを思い起こしていただきたい。当協会のビルも大きく揺れ、少し不安になるくらい状況になった。震源が海洋沖ということもあり津波注意報も出されたが、皆さんお気づきのとおり、注意喚起の方法が大きく変わった。今までの苦い経験を生かし、具体的な行動が取れるよう、繰り返しアナウンスが流れた。それにより、生々しい3・11が蘇り精神的に不安にかられたが、わかりやすいアナウンスの効果が現れ、迅速な避難ができたという。ただ、車での避難も多く、一部渋滞という状況もあったようだ。この寒さから逃れたり、個室空間を保持できるという面などでは、便利な乗り物ではあ

るが、集中してしまうと全く動けなくなるという、最も恐ろしい点もある。

具体的な避難行動をどのようにしていくのか、様々な面から検討され、マニュアルも作成されていると聞かすが、住民、地域、市町村、都道府県、国などが、どのような連携のもとに、支援活動が始まり、支援物資が各人に届けられ、地域単位では、どうしていくのか、多くの機関が絡み合っ、災害救助が進められるという、組織図を明らかにし、国民全体に普及させていくことが大変重要であると思った。

年頭に当たり、災害による教訓を風化させないようにしていきたい。

当協会も東京都からの要請があり、その具体的な行動計画を検討中ですが、会員の皆様におかれましては引き続きのご協力・ご理解をお願いします。

また、4月からは新法人としてのスタートとなります。事務局一同、会員皆様のためにさらなる事業展開できるよう努力してまいりますので、今年もよろしくようお願い申し上げます。

(井野)



編集後記

皆様におかれましては新しき良き年を清々しい気持ちで迎えられたことと拝察いたしております。東京都も国も新しい体制での新年となっております。ところで、私たちを取り巻く環境のひとつ、気候も変化しているようです。地球温暖化は大量の炭酸ガス放出が原因ともいわれていますが、気候そのものが変化していることには変わりはないようですので変化に対処するしか方法がないという認識を持たざるを得ないのでしょうか。気候以外の色々な環境も大いに変化しているわけですから、そういう意味では新しい時代の幕開けの年とも言えるのではないのでしょうか。

協会の活動も例年のごとく、都庁への新年の挨拶から開始となりました。この号が皆様のお手元に届く頃は、ちょうど現社団法人での最後の総会が開催されています。新法人への移行後は定時での総会開催は毎年5月の年1回開催となります。但

し、賀詞交歓会は継続の予定です。多くの会員の皆様にお集まりいただく機会は年2回で従前と変わりはない予定です。

まもなく事務局から案内が発信される予定ですが、25年度から教育啓発活動を体系化して推進していく計画がございます。業界に集う皆様の向上心の醸成は将来、きっと皆様の役に立つ筈です。また、近い将来には、我々のお客様である排出事業者向けの講習会開催も計画立案していく考えです。

冒頭にも触れましたが、新しい都知事の就任、新しい内閣での平成25年の幕開けとなっております。環境施策にもそれなりの変化が出てくるかとも想っております。広報委員会としては今年も把握した情報の正確性を確認次第、広報していく所存です。皆様におかれましても変化に対しては柔軟な対応をとっていただければ幸いです。

(乙顔)

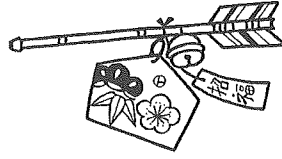
<p>常任理事 (株)五十嵐商会 代表取締役 五十嵐和代 東京都練馬区三原台二一―一二七 電話 〇三一(三九二)―七五四七</p>	<p>常任理事 (株)東亜オイル興業所 代表取締役 碩 孝光 千葉県八千代市上高野一七二八―五 電話 〇四七―(四八五)―七一八九</p>	<p>副会長 (株)三凌商事 代表取締役 赤石賢治 東京都町田市木曾東一―三四―六 電話 〇四二―(七二六)―二六四七</p>	<p>代表取締役 高橋俊美 東京都中野区新井一―一一―二 電話 〇三一(三三八九)―八一―一</p>
<p>理事 大谷清運(株) 代表取締役 二木玲子 東京都葛飾区水元一―三一―一三 電話 〇三一(三六〇)―五五六一</p>	<p>理事 比留間運送(株) 代表取締役 比留間久仁男 東京都武蔵村山市中央二―一八―三 電話 〇四二―(五六五)―一三三六</p>	<p>理事 イズミロジスティックス(株) 代表取締役 泉 昌男 東京都江戸川区北葛西四―一二―二 電話 〇三一(五六九六)―四七一一</p>	<p>常任理事 加藤商事(株) 代表取締役 加藤宣行 東京都東村山市恩多町一―二―三 電話 〇四二―(三九二)―一〇〇一</p>
<p>監事 東京ボード工業(株) 代表取締役 井上弘之 東京都江東区新木場二―一一―一 電話 〇三一(三五二二)―四二三八</p>	<p>理事 成友興業(株) 代表取締役 細沼順人 東京都あきる野市草花一―四一―一 電話 〇四二―(五五八)―四二一一</p>	<p>理事 (株)京葉興業 代表取締役 鈴木宏和 東京都江戸川区篠崎町一―二一―六 電話 〇三一(三六七八)―〇二一一</p>	<p>理事 相田化学工業(株) 代表取締役 相田英則 東京都府中市南町六―一五―一三 電話 〇四二―(三六八)―六三一一</p>

とうきょうさんぱい 2013 第269号

発行人 高橋俊美
企画・編集 報委員会
発行所 東京産業廃棄物協会
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13
柿沼ビル7F
TEL 03(5283)5455(代表) FAX 03(5283)5592
http://www.tosankyo.or.jp/
E-mail; info@tosankyo.or.jp
印刷 皆川美術印刷株式会社

謹賀新年

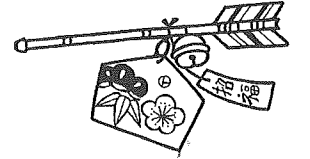
2013年 元旦



<p>正会員 (株)アイエイリンク 代表取締役 三上 有子 東京都足立区千住宮元町二八―六 電話 〇三―(三八八二)―三六七七</p>	<p>正会員 (株)アイエフ物流サービス 代表取締役 佐藤 公紀 埼玉県越谷市大字小曾川三三五―一 電話 〇四八―(九七〇)―二九七二</p>	<p>正会員 (株)アサヒ開発 代表取締役 内藤 利永子 神奈川県横浜市瀬谷区二ツ橋町三八―一 電話 〇四五―(三六九)―七七五一</p>	<p>正会員 (株)アンカーネットワークサービス 代表取締役 碓 隆 司 東京都葛飾区新宿三一九―一五 電話 〇三―(三六〇〇)―五八七三</p>
<p>正会員 (株)アンテック 代表取締役 小田切 肇 東京都千代田区神田須田町二―一―一 電話 〇三―(五二九八)―七八五〇</p>	<p>正会員 (株)アサヒ商会 代表取締役 根本 敏子 神奈川県相模原市緑区下九沢二〇九六―一 電話 〇四二―(七七二)―三五五八</p>	<p>正会員 (株)アサヒホーム 代表取締役 安保 貴史 東京都練馬区練馬一―五―四 電話 〇三―(五九四六)―九四一七</p>	<p>正会員 栄和リサイクル(株) 代表取締役 金城 虎一 東京都新宿区西早稲田二一九―一六 東急ドエルアルス早稲田2F 電話 〇三―(五二七三)―四四四六</p>
<p>名誉会長 日栄産業(株) 代表取締役 吉本 昌且 東京都大田区京浜島三―一五―二 電話 〇三―(三七九〇)―七四〇〇</p>	<p>正会員 (株)朝田商会 代表取締役 真田 一伸 東京都千代田区丸の内三―四―一 電話 〇三―(三三二二)―九四五二</p>	<p>正会員 (株)イクスピア 代表取締役 阿部 真樹 東京都足立区東和二―二四―一七 電話 〇三―(五六九七)―六六四二</p>	<p>正会員 栄和清運(株) 代表取締役 花形 匡晃 東京都杉並区堀ノ内二―一―三二 電話 〇三―(三三七七)―二三八一</p>
<p>正会員 (株)イズミ環境 代表取締役 松山 政治 東京都八王子市南大沢三―二四 電話 〇四二―(六八二)―四〇七〇</p>	<p>正会員 浦野産業(株) 代表取締役 浦野 知昭 東京都あきる野市草花七二〇―一八 電話 〇四二―(五五八)―九五六三</p>	<p>正会員 栄和リースプラント(株) 代表取締役 浅尾 洋和 東京都西多摩郡日の出町平井三四―一 電話 〇四二―(五八八)―〇〇七二</p>	<p>正会員 栄和リースサイクル(株) 代表取締役 金城 虎一 東京都新宿区西早稲田二一九―一六 東急ドエルアルス早稲田2F 電話 〇三―(五二七三)―四四四六</p>
<p>正会員 (株)ISHIDA 代表取締役 石田 洋平 埼玉県川口市八幡木三―一六―七 電話 〇四八―(二八四)―三八六四</p>	<p>正会員 (株)ウチダ 代表取締役 内田 一二三 埼玉県ふじみ野市駒林一―八 電話 〇四九―(二六三)―九九七七</p>	<p>正会員 エコシステムジャパン(株) 代表取締役 永野 立男 東京都千代田区外神田四―一四―一 電話 〇三―(六八四七)―七〇一〇</p>	<p>正会員 栄和リースサイクル(株) 代表取締役 金城 虎一 東京都新宿区西早稲田二一九―一六 東急ドエルアルス早稲田2F 電話 〇三―(五二七三)―四四四六</p>

謹賀新年

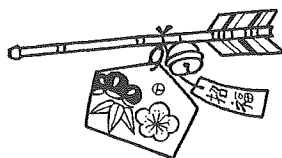
2013年 元旦



<p>正会員 (株)市川環境エンジニアリング 代表取締役 石井 邦夫 東京都中央区新川二一九―九SHビル4F 電話 〇三―(五五四〇)―四二二〇</p>	<p>正会員 栄和清運(株) 代表取締役 花形 匡晃 東京都杉並区堀ノ内二―一―三二 電話 〇三―(三三七七)―二三八一</p>	<p>正会員 (株)エコ・ファクトリー 代表取締役 有田 一成 東京都稲城市大丸一四三四―三 電話 〇四二―(三七九)―〇〇一三</p>	<p>正会員 栄和リースサイクル(株) 代表取締役 金城 虎一 東京都新宿区西早稲田二一九―一六 東急ドエルアルス早稲田2F 電話 〇三―(五二七三)―四四四六</p>
<p>正会員 (株)イズミ環境 代表取締役 松山 政治 東京都八王子市南大沢三―二四 電話 〇四二―(六八二)―四〇七〇</p>	<p>正会員 浦野産業(株) 代表取締役 浦野 知昭 東京都あきる野市草花七二〇―一八 電話 〇四二―(五五八)―九五六三</p>	<p>正会員 エコシステムジャパン(株) 代表取締役 永野 立男 東京都千代田区外神田四―一四―一 電話 〇三―(六八四七)―七〇一〇</p>	<p>正会員 栄和リースサイクル(株) 代表取締役 金城 虎一 東京都新宿区西早稲田二一九―一六 東急ドエルアルス早稲田2F 電話 〇三―(五二七三)―四四四六</p>
<p>正会員 (株)アンテック 代表取締役 小田切 肇 東京都千代田区神田須田町二―一―一 電話 〇三―(五二九八)―七八五〇</p>	<p>正会員 (株)ウチダ 代表取締役 内田 一二三 埼玉県ふじみ野市駒林一―八 電話 〇四九―(二六三)―九九七七</p>	<p>正会員 栄和リースサイクル(株) 代表取締役 金城 虎一 東京都新宿区西早稲田二一九―一六 東急ドエルアルス早稲田2F 電話 〇三―(五二七三)―四四四六</p>	<p>正会員 栄和リースサイクル(株) 代表取締役 金城 虎一 東京都新宿区西早稲田二一九―一六 東急ドエルアルス早稲田2F 電話 〇三―(五二七三)―四四四六</p>

謹賀新年

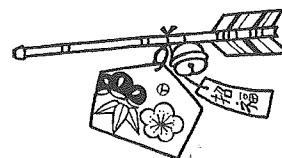
2013年 元旦



<p>正会員 大久保興業(株) 代表取締役 大久保 憲 東京都府中市天神町三―一―一 電話 ○四二―(三三四)―三四五二</p>	<p>正会員 オ―エム通商(株) 代表取締役 岡村 睦夫 東京都八王子市小津町一〇六一― 電話 ○四二―(六五二)―二七七一</p>	<p>正会員 (株)遠藤商会 代表取締役 遠藤 孝一 埼玉県川越市下赤坂六二七―七 電話 ○四二―(三四四)―五九五七</p>	<p>正会員 恵比寿産業(株) 代表取締役 方城 寿代 東京都八王子市東中野四八〇―二 電話 ○四二―(六七六)―六〇〇</p>
<p>正会員 (株)オネスト 代表取締役 山本 正直 東京都江東区新木場四―三―二六 電話 ○三―(三五二二)―五三〇〇</p>	<p>正会員 (株)オガワエコノス 代表取締役 小川 悟 東京都中央区京橋二―一―一―三 服部ビル301号 電話 ○三―(三五六三)―〇五三〇</p>	<p>正会員 太田商事(株) 代表取締役 太田 敦子 東京都府中市四谷五―一三―一四 電話 ○四二―(三六八)―三八〇〇</p>	<p>正会員 (株)大空リサイクルセンター 代表取締役 渡部 三郎 東京都武蔵村山市伊奈平五―四三―六 電話 ○四二―(五六〇)―五七七一</p>
<p>正会員 (株)要興業 代表取締役 藤居 秀三 東京都豊島区池袋二―一四―八池袋Nビル 電話 ○三―(三九八六)―五三四一</p>	<p>正会員 (有)金井商会 代表取締役 横山 茂 東京都町田市金井町二五六三 電話 ○四二―(七三五)―五六七七</p>	<p>正会員 (株)加藤商事 代表取締役 加藤 敬 東京都狛江市東野川二―一四―二 電話 ○三―(三四八〇)―五二一一</p>	<p>正会員 (株)小野組 代表取締役 小野 仁 東京都江戸川区東小松川三―二六―七 電話 ○三―(三六五四)―七三六七</p>

謹賀新年

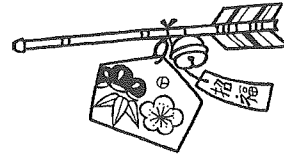
2013年 元旦



<p>正会員 (株)環境技研 代表取締役 能登 祥文 東京都板橋区板橋四―二二―一七 電話 ○三―(三九六二)―一七七二</p>	<p>正会員 (株)共同土木 代表取締役 岡林 靖幸 埼玉県上尾市原新町二六―一 電話 ○四八―(七七二)―七九七三</p>	<p>正会員 クリーンサービス(株) 代表取締役 佐藤 高紀 東京都清瀬市旭が丘二―三三六―一 電話 ○四二―(四九二)―九八八八</p>
<p>正会員 (株)カワサキ商会 代表取締役 渋谷 光博 千葉県市川市日之出二―一―一六四三 電話 ○四七―(三六九)―六一二六</p>	<p>正会員 (株)木下フレンド 代表取締役 木下 公次 埼玉県所沢市大字坂之下―一四二 電話 ○四―(二九四四)―三七三七</p>	<p>正会員 (株)クマクラ 代表取締役 熊倉 徹 埼玉県新座市畑中三―一―一五 電話 ○四八―(四七九)―〇三九一</p>
<p>正会員 (株)川上商店 代表取締役 川上 聖順 (リサイクルセンター) 東京都稲城市大丸一四六二―九 電話 ○四二―(三七九)―〇〇三三</p>	<p>正会員 (株)環境テコム 代表取締役 高橋 俊夫 東京都板橋区仲宿二七―三 電話 ○三―(五九四三)―二〇二〇</p>	<p>正会員 (株)キンセイ 代表取締役 宇田川 幸彦 東京都新宿区上落合三―二三―二二 電話 ○三―(三三六二)―五六七五</p>
<p>正会員 (株)カネテツ 代表取締役 阿部 正二 東京都足立区入谷九―五―一〇 電話 ○三―(三八九九)―一〇〇〇</p>	<p>正会員 (株)環境システムサービス 代表取締役 加藤 美智 東京都八王子市横川町一〇七六 電話 ○四二―(六二五)―八二二〇</p>	<p>正会員 (株)キョクジユウ 代表取締役 引地 剛之 埼玉県川口市戸塚三―二六―二〇 電話 ○四八―(二九〇)―五五一〇</p>

謹賀新年

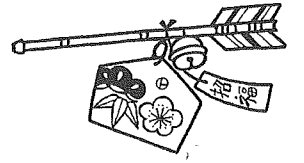
2013年 元旦



<p>正会員 (株)ケイミックス 代表取締役 橋本圭史 東京都中央区京橋二丁目五丁目七 日土地京橋ビル7F 電話 〇三―(三五五六)―三七〇六</p>	<p>正会員 (株)ケイ・エム環境 代表取締役 宮田仁史 埼玉県三郷市前間一四〇―二 電話 〇四八―(九五八)―三九三八</p>	<p>正会員 (株)ケレハ環境 代表取締役 福田弘之 埼玉県いわき市錦町四反田三〇 電話 〇二四六―(六三)―二二三一</p>	<p>正会員 (株)クリエイト 代表取締役 吉田きく江 埼玉県久喜市間鎌三一四―一 電話 〇四八〇―(五二)―七八三一</p>
<p>正会員 (株)コーエイクリーン 代表取締役 瀧澤 壽 埼玉県八潮市大字木曾根字上五四六―一 電話 〇四八―(九九四)―一五三三</p>	<p>正会員 (株)工運 代表取締役 高橋雄一 東京都大田区矢口一―二五―一六 電話 〇三一―(三七五九)―七二二一</p>	<p>正会員 (株)小池建材 代表取締役 小池 潤 東京都八王子市大谷町四八―一 電話 〇四二―(六六〇)―〇五二五</p>	<p>正会員 (株)敬隣舎 代表取締役 鈴木とも子 東京都板橋区小茂根四―二―一 電話 〇三一―(三九五八)―〇五〇一</p>
<p>正会員 (株)小見山商事 代表取締役 小見山銀蔵 埼玉県狭山市広瀬台二―七―三 電話 〇四―(二九五三)―八八四一</p>	<p>正会員 (株)御美商 代表取締役 越智 晶 東京都葛飾区堀切一―二九―一三 電話 〇三一―(三六九四)―九九五三</p>	<p>正会員 (株)こばやし産業 代表取締役 小林 大丈 埼玉県朝霞市上内間木三一七―五 電話 〇四八―(四五六)―二二五一</p>	<p>正会員 コスモ理研(株) 代表取締役 渡辺 昇 東京都台東区浅草橋一―三四―七 電話 〇三一―(五八二〇)―二二二九</p>

謹賀新年

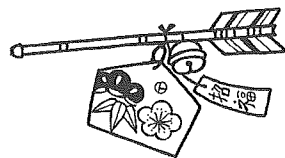
2013年 元旦



<p>正会員 (有)神原商店 代表取締役 神原勝男 茨城県潮来市潮来七―一六六 電話 〇二九九―(六三)―一七二六</p>	<p>正会員 栄鉄鋼商事(株) 代表取締役 江井 弘 東京都足立区梅島二―一八―五 電話 〇三一―(三八八七)―〇七五〇</p>	<p>正会員 三東運輸(株) 代表取締役 田口勝久 東京都江戸川区篠崎町三―二―六 電話 〇三一―(三六七〇)―三三〇一</p>	<p>正会員 (有)下田商会 代表取締役 下田盛文 東京都西東京市西原町四―五―七五 電話 〇四二―(四六二)―〇四六〇</p>
<p>正会員 (有)権田商事 代表取締役 権田秀之 東京都大田区羽田四―一〇―六 電話 〇三一―(三七四三)―四〇五二</p>	<p>正会員 栄運輸(株) 代表取締役 鈴木尚紀 東京都葛飾区西水元六―二二―三 電話 〇三一―(三六〇九)―二八四〇</p>	<p>正会員 三英オフィスサービス(株) 代表取締役 神山快三 東京都千代田区内神田一―一五―一七 電話 〇三一―(三二九五)―〇四〇四</p>	<p>正会員 品川運輸(株) 代表取締役 毛塚眞次 東京都品川区東大井二―一―八 電話 〇三一―(三七六二)―〇一六五</p>
<p>正会員 (株)完山金属 代表取締役 完山一範 東京都八王子市館町四六八―二 電話 〇四二―(六六二)―四四〇八</p>	<p>正会員 志賀興業(株) 代表取締役 伊藤 惣一 東京都三鷹市新川四―一―一 電話 〇四二―(四七)―一四一四</p>	<p>正会員 シグマテック(株) 代表取締役 深江伯史 東京都中央区日本橋富沢町五―四 ゲンベビル8F 電話 〇三一―(五六五二)―二二〇一</p>	<p>正会員 シグマテック(株) 代表取締役 深江伯史 東京都中央区日本橋富沢町五―四 ゲンベビル8F 電話 〇三一―(五六五二)―二二〇一</p>

謹賀新年

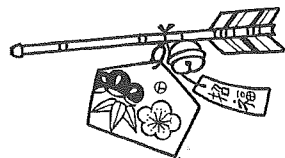
2013年 元旦



<p>正会員 (株)第一建設 代表取締役 松本 武 東京都福生市大字熊川一四三八一〇 電話 〇四二一(五五二)一三〇二二</p>	<p>正会員 (株)昇 鋭 代表取締役 飯野 信彦 東京都江東区新木場四一五一八 電話 〇三一(五五六九)一八七七七</p>	<p>正会員 白井運輸(株) 代表取締役 白井 護 東京都足立区鹿浜三一二八一七 電話 〇三一(三八九七)一三三二二</p>	<p>正会員 白井エコセンター(株) 代表取締役 滝口 千明 東京都千代田区神田淡路町一一二 電話 〇三一(六八一)一七〇二二</p>
<p>正会員 大生運輸(株) 代表取締役 大屋 稔 東京都東久留米市中央町一一一六 電話 〇四二一(四七二)一六一一一</p>	<p>正会員 (株)新木場物流 代表取締役 井手 口裕彦 東京都江東区新木場一一一四一三 電話 〇三一(三五二)一一一一〇</p>	<p>正会員 (有)新城重機 代表取締役 新城 敬太 東京都武蔵村山市伊奈平一一五九一 電話 〇四二一(五二〇)一七二四五</p>	<p>正会員 (株)伸和運輸 代表取締役 宮崎 保男 東京都世田谷区船橋七二〇一四 電話 〇三一(三四八二)一八四七五</p>
<p>正会員 (有)高 興 代表取締役 石川 市郎 東京都八王子市高月町五一五 電話 〇四二一(六九二)一九一九</p>	<p>正会員 新和環境(株) 代表取締役 近藤 亮介 東京都新宿区西早稲田二二一一二 電話 〇三一(三二〇八)一五〇四七</p>	<p>正会員 (有)菅原商事 代表取締役 菅原 和英 東京都江戸川区松江七一三三一九 電話 〇三一(三五六六)一六二六〇</p>	<p>正会員 (有)スリーシープランニング 代表取締役 山下 智栄子 東京都品川区南品川三一六一三一 電話 〇三一(五七六九)一〇二五七</p>

謹賀新年

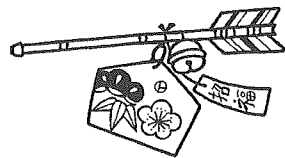
2013年 元旦



<p>正会員 (株)全公研 代表取締役 松田 義隆 東京都江東区南砂一一六一一一 電話 〇三一(三六四九)一八〇六一</p>	<p>正会員 仙台環境開発(株) 代表取締役 渡邊 晋二 (東京営業所) 東京都千代田区永田町二一九一八一六〇四 電話 〇三一(三五八〇)一七七一</p>	<p>正会員 第三東海(株) 代表取締役 宇田川 照高 東京都千代田区神田神保町一一二 電話 〇三一(三三九二)一〇二三五</p>	<p>正会員 (株)太陽油化 代表取締役 石田 太平 東京都板橋区三園二一一二二二 電話 〇三一(三九三八)一〇〇二二</p>
<p>正会員 青南建設(株) 代表取締役 志賀 隆蔵 東京都八王子市檜原町一二七一七 電話 〇四二一(六二四)一〇二二二</p>	<p>正会員 大興運輸倉庫(株) 代表取締役 片山 饒 東京都港区芝浦一一一三一〇 電話 〇三一(三八六八)一〇二九一</p>	<p>正会員 (株)大東運輸 代表取締役 小林 喜久男 東京都江東区新木場二一一四一一 電話 〇三一(三五二二)一七三一一</p>	<p>正会員 (株)ダイセキMCR 代表取締役 岡田 篤 栃木県宇都宮市平出工業団地三八一三五 電話 〇二八(六六四)一三二二八</p>
<p>正会員 (株)第一サービスソリューションズ 代表取締役 田之上 俊朗 東京都港区西新橋一一六一三柏屋ビル 電話 〇三一(三五〇四)一八五〇一 (中間処分場)埼玉県さいたま市岩槻区谷下五六一</p>	<p>正会員 大興運輸倉庫(株) 代表取締役 片山 饒 東京都港区芝浦一一一三一〇 電話 〇三一(三八六八)一〇二九一</p>	<p>正会員 (株)大東運輸 代表取締役 小林 喜久男 東京都江東区新木場二一一四一一 電話 〇三一(三五二二)一七三一一</p>	<p>正会員 (株)ダイセキMCR 代表取締役 岡田 篤 栃木県宇都宮市平出工業団地三八一三五 電話 〇二八(六六四)一三二二八</p>

謹賀新年

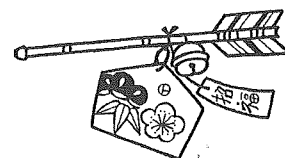
2013年 元旦



<p>正会員 (株)高商 代表取締役 高久のり子 東京都中央区日本橋三丁目二丁目五 西鉄日本橋ビル2F 電話 〇三―(三二四二)―四四八一</p>	<p>正会員 (有)貴藤 代表取締役 加藤貴一郎 東京都昭島市拝島町三丁目二〇―二〇一 電話 〇四―(五四五)―六〇二七</p>	<p>正会員 (株)タカヤマ 代表取締役 斉藤吉信 埼玉県所沢市南永井三丁目七―九 電話 〇四―(二九九三)―二二二三</p>	<p>正会員 (株)タケエイ 代表取締役 山口仁司 東京都港区芝公園二丁目四―一 芝パークビルA10F 電話 〇三―(六三六二)―六八三〇</p>
<p>正会員 (有)調布清掃 代表取締役 梶原良介 東京都調布市深大寺東町一丁目三四―八 電話 〇四―(四八五)―一六六</p>	<p>正会員 千代田鋳砕(株) 代表取締役 伊藤公一 千葉県柏市風早二丁目三―六 電話 〇四―(七一九二)―二二五〇</p>	<p>正会員 都築鋼産(株) 代表取締役 都築宗政 東京都足立区新田一丁目一〇―一九 電話 〇三―(三九一四)―八五二一</p>	<p>正会員 (株)東海運輸 代表取締役 宇田川雅弘 東京都品川区北品川五丁目八―三〇 電話 〇三―(三四四七)―一三二一</p>
<p>正会員 東京医療クリーン事業協同組合 代表理事 鍋谷明美 東京都豊島区西池袋二丁目二九―一九 電話 〇三―(三五九〇)―一八〇〇</p>	<p>正会員 (株)東京クリアセンター 代表取締役 熊木浩 東京都港区赤坂二丁目五―一 赤坂東邦ビルディング 電話 〇三―(五五六二)―一八八八</p>	<p>正会員 東京産資源(株) 代表取締役 粕谷明弘 東京都江東区東砂五丁目四―一七 電話 〇三―(三六四五)―六二二一</p>	<p>正会員 (株)東京スタンドサービス 代表取締役 有吉嘉一郎 東京都三鷹市新川二丁目四―二五 電話 〇四―(四二二)―(四六)―二四九四</p>

謹賀新年

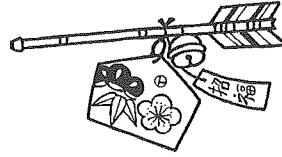
2013年 元旦



<p>正会員 東京レンダリング協同組合 理事長 徳田昌彦 東京都墨田区東墨田一丁目九―一 電話 〇三―(三六一九)―五五一六</p>	<p>正会員 (有)東京研り 代表取締役 上杉大樹 東京都江戸川区松江三丁目八―五 電話 〇三―(三六五二)―五〇四二</p>	<p>正会員 東京トリムテック(株) 代表取締役 最上修 東京都品川区西五反田一丁目二五―一 電話 〇三―(三四九二)―三四三〇</p>	<p>正会員 公益財団法人東京都環境公社 理事長 森浩志 東京都墨田区江東橋四丁目二六―五 東京トラフィック錦糸町ビル8F 電話 〇三―(三六四四)―二一八九</p>
<p>正会員 (株)トキワ薬品化工 代表取締役 伊丹重貴 神奈川県横浜市旭区上川井町三七六 電話 〇四五―(九二二)―三二六四</p>	<p>正会員 (株)東武クリエイティブ 代表取締役 垣入淳樹 東京都足立区西伊興二丁目二―二七 電話 〇三―(三八九九)―二二五一</p>	<p>正会員 東都運業(株) 代表取締役 本田恒太 東京都葛飾区奥戸三丁目三―二八 電話 〇三―(三六九六)―四六一一</p>	<p>正会員 東電環境エンジニアリング(株) 代表取締役 檜崎ゆう 東京都港区芝浦四丁目六―一四 電話 〇三―(六三七二)―七〇〇〇</p>
<p>正会員 中野運輸(株) 代表取締役 松原軍次 東京都中野区丸山一丁目二―一 電話 〇三―(三三八七)―四三五六</p>	<p>正会員 (株)トリデ 代表取締役 佐藤英生 東京都府中市西原町四丁目七―一五 電話 〇四―(五七六)―九七五〇</p>	<p>正会員 (株)トベ商事 代表取締役 戸部昇 東京都北区王子五丁目一〇―一 電話 〇三―(五九〇二)―三三〇二</p>	<p>正会員 (株)都市環境エンジニアリング 代表取締役 伊藤憲男 東京都江東区木場五丁目六―三五 電話 〇三―(五六三九)―〇七四〇</p>

謹賀新年

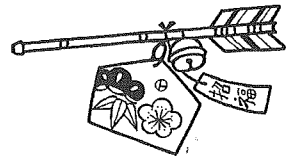
2013年 元旦



<p>正会員 (株)中村 代表取締役 戸村 勝秀 東京都杉並区上高井戸三二二―二三 電話 〇三―(三三〇二)―五二五六</p>	<p>正会員 (株)ナンセイ 代表取締役 稲福 誠 東京都江戸川区中葛西五二〇―一七 電話 〇三―(三八七七)―五〇二六</p>	<p>正会員 (株)西商店 代表取締役 西 義雄 東京都大田区池上六一―二八―五 電話 〇三―(三七五四)―二四四一</p>	<p>正会員 西東京医師協同組合 理事長 関 孝和 東京都立川市柴崎町三一―六一―一 電話 〇四―(五二四)―六四二一</p>
<p>正会員 日興サービス(株) 代表取締役 山口 徹 埼玉県戸田市笹目北町一四―一九 電話 〇四八―(四二二)―九四三一</p>	<p>正会員 日進化成(株) 代表取締役 神原 正 東京都中央区日本橋三―五―一一 電話 〇三―(五四七六)―六三九〇</p>	<p>正会員 日盛運輸(株) 代表取締役 長 細井 幸一 東京都江戸川区篠崎町三一―一一―一 電話 〇三―(三六七八)―一一〇〇</p>	<p>正会員 (株)日成ストマック・トーキョー 代表取締役 畠山 秋夫 東京都江戸川区東葛西三一―七一―五 電話 〇三―(五六七六)―〇五五五</p>
<p>正会員 日晴ビジネス(株) 代表取締役 小松原 栄一 東京都文京区本郷五―二四―三 電話 〇三―(五八〇〇)―二六二六</p>	<p>正会員 日本衛生(株) 専務取締役 澤谷 勇一 東京都足立区入谷九―三〇―一〇 電話 〇三―(三八五三)―六〇六一</p>	<p>正会員 日本環境(株) 東京都港区浜松町二―一一―一六 浜松町北田ビル</p>	<p>正会員 (株)日本協力 代表取締役会長 渡辺 省吾 代表取締役社長 川上 和章 東京都江東区潮見一―六一―二 電話 〇三―(三六四〇)―四七七七</p>

謹賀新年

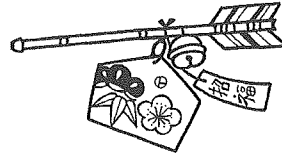
2013年 元旦



<p>正会員 日本スタンド鋳油(株) 代表取締役 長瀬 英次 東京都葛飾区柴又六一―三一―六 電話 〇三―(三六五〇)―九七六七</p>	<p>正会員 (株)日本シルバー 代表取締役 杉本 勝輔 東京都目黒区中町一―二五―一二 電話 〇三―(三七二〇)―九八九二</p>	<p>正会員 (株)日本資材 代表取締役 木藤 裕幸 東京都大田区北馬込二―四三―五 電話 〇三―(五七一八)―〇八〇〇</p>	<p>正会員 日本サニティション(株) 代表取締役 上田 昌宏 東京都江東区新木場四―一一―三〇 電話 〇三―(五五三四)―三五一二</p>
<p>正会員 野村興産(株) 代表取締役 長 富田 實 東京都中央区日本橋堀留町二―一一―三 ヤマトインターナショナル日本橋ビル 電話 〇三―(五六九五)―二五三〇</p>	<p>正会員 日本メテカルウエイストマシメント(株) 代表取締役 長 小松 耀 東京都港区芝五―二九―一九旭ビル 電話 〇三―(三七九八)―四七〇三</p>	<p>正会員 日本トリート(株) 代表取締役 白井 淳一郎 東京都世田谷区上馬三―七―八 電話 〇三―(三四二四)―二〇二〇</p>	<p>正会員 日本設備保全(株) 代表取締役 前田 隆幸 東京都稲城市坂浜一―〇二―五 電話 〇四二―(三二二)―八三〇〇</p>
<p>正会員 (株)浜田 代表取締役 浜田 篤介 本社 大阪府高槻市芥川町二―二四―五 電話 〇七二―(六八六)―三三〇〇 東京営業所 東京都港区赤坂四―四―四東環建設ビル 電話 〇三―(六四五九)―一三三二</p>	<p>正会員 (株)ハチオウ 代表取締役 森 裕子 東京都台東区東上野二―五―一三 電話 〇三―(三八三七)―八〇八〇</p>	<p>正会員 (有)八栄興業 代表取締役 鵜家 きよ 東京都西東京市芝久保町五―四―九 電話 〇四二―(四六五)―五五二五</p>	<p>正会員 バイオエナジー(株) 代表取締役 岸本 悦也 東京都中央区新川二―九―九 電話 〇三―(五五四〇)―四二二五</p>

謹賀新年

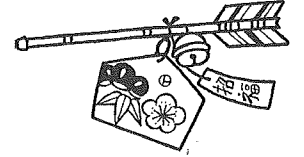
2013年 元旦



<p>正会員 (有)ビー・アイ・エル 代表取締役 武藤 廣見 東京都北区東田端二一八一七 電話 〇三一(三八九三)一七四八〇</p>	<p>正会員 (株)東日本環境アクセス 代表取締役 社長 原田 尚志 東京都台東区東上野三十四一四一一二 電話 〇三一(三八三六)一五五一</p>	<p>正会員 日野金属産業(株) 代表取締役 糟谷 敏美 東京都八王子市旭町一一一五 電話 〇四二一(六八二)一一二〇一</p>	<p>正会員 (株)日向興発 代表取締役 前田 弘貴 東京都杉並区方南二一五二一四 電話 〇三一(五三七七)一三三三三</p>
<p>正会員 (株)福井商店 代表取締役 赤羽 敏宏 東京都千代田区内神田二一四一一二 電話 〇三一(三二五二)一三八九六</p>	<p>正会員 (株)フジ・トレーディング 代表取締役 大羽 敬子 東京都東大和市向原四一三九一九 電話 〇四二一(五六五)一七七二二</p>	<p>正会員 (株)藤原土建 代表取締役 藤原 健次 東京都狛江市中和泉二一六一九 電話 〇三一(三四八八)一五一五九</p>	<p>正会員 (株)ブループラネット稲城 代表取締役 芦川 光夫 東京都稲城市大丸一四四二 電話 〇四二一(三七〇)一〇二二二</p>
<p>正会員 (株)ペエックス 代表取締役 伊藤 伸夫 東京都稲城市大丸一四八一三 電話 〇四二一(三七八)一三二二二</p>	<p>正会員 ベル・テック(株) 代表取締役 鈴木 照明 東京都江東区塩浜二一二一四TSKビル 電話 〇三一(五六九〇)一五七七七</p>	<p>正会員 (株)北陸産業 代表取締役 竹田 輝幸 東京都板橋区成増四一三七一一二 電話 〇三一(五九九八)一六六八四</p>	<p>正会員 (株)まごころ清掃社 代表取締役 高野 正道 東京都八王子市長房町一二六一二 電話(フリーダイヤル) 〇二〇一(五三八)一〇五六</p>

謹賀新年

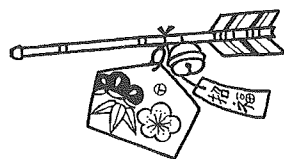
2013年 元旦



<p>正会員 丸一興業(株) 代表取締役 板橋 博 東京都調布市富士見町一一八一三〇 電話 〇四二一(四八三)一〇二五〇</p>	<p>正会員 松村ダスト(有) 代表取締役 松村 博文 東京都あきる野市三内二三〇一八 電話 〇四二一(五九六)一四九五九</p>	<p>正会員 松田産業(株) 代表取締役 社長 松田 芳明 東京都新宿区西新宿一一二六一二 電話 〇三一(五三八)一〇〇〇一</p>	<p>正会員 (株)マスヒロ 代表取締役 梶 満和洋 埼玉県三郷市早稲田一一一四一八 電話 〇四八一(九五七)一七七四九</p>
<p>正会員 マロン環境(株) 代表取締役 栗原 義 東京都豊島区駒込一三五一六三松ビル2F 電話 〇三一(三九四二)一六二一三</p>	<p>正会員 丸山商店 代表 丸山 良治 東京都国立市谷保一五一一五 電話 〇四二一(五七三)一三四七六</p>	<p>正会員 (有)丸松産業 代表取締役 松崎 一志 東京都板橋区徳丸九六一二〇一六 電話 〇三一(三五五〇)一九二〇八</p>	<p>正会員 丸順商事(有) 代表取締役 矢部 要 東京都羽村市富士見平二一一一四 電話 〇四二一(五五四)一三二二九</p>
<p>正会員 ムゲンシステム(株) 代表取締役 伊藤 彰 東京都中央区日本橋箱崎町三六一三 電話 〇三一(五六四〇)一四二二二</p>	<p>正会員 都清掃(株) 常務取締役 吉野 猛彦 東京都足立区六木二一三一一六 電話 〇三一(三六〇六)一〇二三五</p>	<p>正会員 (株)ミダック 代表取締役 矢板橋 一志 静岡県浜松市東区有玉南町二一六三 電話 〇五三一(四七二)一九三六一</p>	<p>正会員 光山商店 代表 福田 郁夫 東京都三鷹市新川六一二八一七 電話 〇四二一(四五)一五五九九</p>

謹賀新年

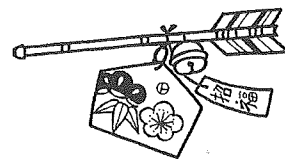
2013年 元旦



<p>正会員 (株)山下産業(株) 代表取締役 山下 栄雄 山梨県北杜市須玉町若神子五二八〇 電話 〇五五一(四二)一四八四八</p>	<p>正会員 (株)山一商事 代表取締役 小野寺 勇 東京都練馬区関町南二一三二一四 電話 〇三一(三九二八)一三三五一</p>	<p>正会員 (株)明和運輸 代表取締役 宇田川 英彦 東京都足立区宮城一六一一二 電話 〇三一(三九二一)一六二二六</p>	<p>正会員 (株)メイシン 代表取締役 亀田 昇 東京都板橋区成増二一八一二 電話 〇三一(三九七五)一三九四一</p>
<p>正会員 (株)ヨシモリ 代表取締役 高橋 安繁 東京都足立区関原一一二二二 電話 〇三一(三八四八)一三三四五</p>	<p>正会員 (株)ユーワ 代表取締役 徳原 昭子 新木場エコロジーセンター(中間処理) 東京都江東区新木場四一五一一三 電話 〇三一(六四五七)一〇七七七 埼玉県所沢市東所沢一七一三 電話 〇四一(二九四四)一七九五六</p>	<p>正会員 山田設備工業(株) 代表取締役 山田 猛 東京都日野市大坂上二二二一七 電話 〇四二一(五八四)一〇八七九</p>	<p>正会員 (有)山下商事 代表取締役 山下 政雄 東京都東久留米市八幡町二一一一五三 電話 〇四二一(四七三)一三七六一</p>
<p>正会員 (株)和光サービス 代表取締役 山田 邦光 千葉県白井市河原三二七番地 電話 〇四七(四九二)一五三〇五</p>	<p>正会員 ワイエム興業(株) 代表取締役 加瀬 博章 埼玉県草加市青柳二一七一四五 電話 〇四八(九三三)一三〇〇〇</p>	<p>正会員 (株)リスト 代表取締役 遠藤 重雄 東京都国立市谷保六三〇番地 電話 〇四二一(五七二)一三〇〇〇</p>	<p>正会員 (株)ヨドセイ 代表取締役 後藤 義雄 東京都豊島区東池袋二一三八一一〇 電話 〇三一(三九八五)一八八〇一</p>

謹賀新年

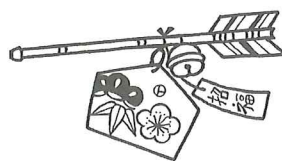
2013年 元旦



<p>賛助会員 クリーントーカーキョウ協同組合 理事長 碩 孝光 東京都千代田区内神田一九一三柿沼ビル 電話 〇三一(五二八三)一七四七六</p>	<p>賛助会員 全国オイルリサイクル協同組合 理事長 長谷川 徹 東京都中央区京橋二一六一六 電話 〇三一(五二五〇)一五〇八六</p>	<p>賛助会員 東京都行政書士会 会長 中西 豊 東京都目黒区青葉台三一一一六 電話 〇三一(三四七七)一七八八一</p>	<p>賛助会員 キヤタピラーイーストジャパン(株) 執行役員 西関東支社長 湯谷 嘉浩 東京都中野区本町一三二二二二 ハルモニータワー21F 電話 〇三一(五三三四)一五六五六</p>	<p>賛助会員 市川燃料チップ(株) 代表取締役 彦坂 武功 東京都江戸川区平井三二二二一七 電話 〇三一(三六三六)一三二八〇</p>	<p>賛助会員 行政書士 笹島総合事務所 代表取締役 笹島 潤也 東京都北区浮間三一六一二五一一〇一 電話 〇三一(三九六九)一七一七〇</p>	<p>賛助会員 社団法人 東京建物解体協会 会長 高山 眞幸 東京都中央区八丁堀三一〇一 章山堂ビル401 電話 〇三一(三五五二)一〇七五</p>
<p>正会員 和興テクノ(株) 代表取締役 村上 洋一 東京都文京区本郷三一一九一四 電話 〇三一(六八〇二)一五一一三</p>	<p>賛助会員 (株)ケーイーシー 東京営業所 所長 西尾 寿一 東京都港区高輪四一八一九 電話 〇三一(六四五〇)一三三六七</p>	<p>賛助会員 (株)テクノトレーディング 代表取締役 宮崎 治男 東京都新宿区新宿一三三四一三 第24スカイビル3F 電話 〇三一(五三六八)一〇六六〇</p>	<p>賛助会員 和興テクノ(株) 代表取締役 村上 洋一 東京都文京区本郷三一一九一四 電話 〇三一(六八〇二)一五一一三</p>	<p>賛助会員 (株)ケイイーシー 東京営業所 所長 西尾 寿一 東京都港区高輪四一八一九 電話 〇三一(六四五〇)一三三六七</p>	<p>賛助会員 (株)高見沢分析化学研究所 常務取締役 高橋 紀子 埼玉県さいたま市桜区西堀六一四一八 電話 〇四八(八六一)一〇二八八</p>	<p>賛助会員 テクノトレーディング 代表取締役 宮崎 治男 東京都新宿区新宿一三三四一三 第24スカイビル3F 電話 〇三一(五三六八)一〇六六〇</p>

謹賀新年

2013年 元旦



<p>賛助会員 東京鍍金公害防止協同組合 理事長 八幡順一 東京都文京区湯島一―一―一〇 電話 〇三―(五八〇五)―三二九三</p>	<p>賛助会員 DOWAエコシステム(株) 取締役エグゼクティブ 事業部長 加納睦也 東京都千代田区外神田四―一四―一 秋葉原UDXビル22F 電話 〇三―(六八四七)―二二三一</p>	<p>賛助会員 内藤環境管理(株) 代表取締役 内藤稔 埼玉県さいたま市南区大字太田窪二〇五―二 電話 〇四八―(八八七)―二五九〇</p>	<p>賛助会員 日本感材銀工業組合 理事長 木藤裕幸 東京都品川区西五反田二一六―三東洋ビル 電話 〇三―(六八二)―〇二四四</p>
<p>賛助会員 (株)はとバスエージェンシー 代表取締役 高崎秀彦 東京都大田区平和島五―四―一 電話 〇三―(三二九八)―五五七一</p>	<p>賛助会員 日立建機日本(株) 関東支社東京支店 支店長 堀川信幸 埼玉県草加市弁天五―三三―二五 電話 〇四八―(九三三)―〇一七一</p>	<p>賛助会員 (株)日立物流 代表執行役 社長 鈴木登夫 東京都江東区東陽七―二―一八 電話 〇三―(五六三三)―〇三三三</p>	<p>賛助会員 (株)御池鐵工所 代表取締役 小林由和 広島県福山市神辺町川南三九六―二 電話 〇八四―(九六三)―五五〇〇</p>
<p>賛助会員 皆川美術印刷(株) 代表取締役 皆川 暁 東京都荒川区東日暮里二―一三―四 電話 〇三―(三八九)―一八一四一</p>	<p>社団法人 東京産業廃棄物協会 名誉会長 近江 昭 小池久米雄 児玉安彦 原山進 吉本昌且 相談役</p>		

入会のご案内

～協会組織の充実・強化に向けて～

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等についての調査研究、普及、研修並びに指導等の事業を通じ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源の効率的活用を図り、もって都民の福祉の向上に寄与することを目的として設立されており、収集運搬及び処分業の許可を受けている企業と、協会の目的に賛同している賛助会員で構成されている公益法人であります。

産業廃棄物処理業界が社会の要請に的確に応えていくためには、会員相互が連携を図り組織強化に努めることが重要であります。

つきましては、貴社におかれましても当協会にぜひご参加いただき、協会組織としてのスケールメリットを生かした事業活動や信用力を享受されまして、大いにご活躍されますよう入会のご案内を申し上げます。

◆ 入会の申し込み方法

入会につきましては、入会申込書を提出して頂くこととなりますので、下記の協会事務局までご連絡いただければ入会申込書をお送りいたします。

 社団法人 **東京産業廃棄物協会**

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13 柿沼ビル7F
TEL(03)5283-5455 FAX(03)5283-5592
<http://www.tosankyo.or.jp/>

廃木材よ…再びよみがえれ！！

廃木材には「マテリアルリサイクル」による与えられた使命がまだあります。



廃木材

破砕→異物除去
→成型→仕上



不要となった
E・V・Aボードは
再び原材料として使用

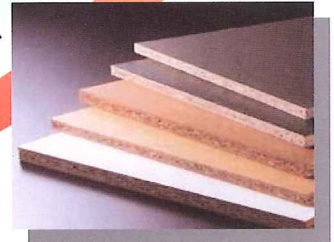
東京ボードグループ マテリアルリサイクル システム



置き床・家具等
に使用



パーティクルボード
「E・V・Aボード」



廃木材の利活用、このままでいいのでしょうか？

現在、廃木材の利活用について議論される際に、常に話題の中心になるのがバイオマス発電を中心とした「エネルギー利用」です。再利用することが出来ない廃棄物をエネルギーに還元することは非常に有効な活用法であると言えます。

しかし、「エネルギー利用」する前に、今一度考え直して下さい。

その廃木材は「マテリアルリサイクル」が出来るのではないのでしょうか？私達東京ボードグループは皆様とともに「マテリアルリサイクル」の手助けをさせていただきます。そして共にCO₂削減を図り、地球環境をより良いものへと改善していきましょう！
木々に永遠の命を与えたい…。それが東京ボードグループの使命です！！



私達は
地球温暖化防止に
全力で取り組みます

東京ボード工業株式会社

本社 〒136-0082 東京都江東区新木場2-11-1 TEL:03-3522-4138 FAX:03-3522-4137

新木場工場 〒136-0082 東京都江東区新木場2-12-5 TEL:03-3522-1524 FAX:03-3522-1525

埼玉工場 〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚100番地 TEL:048-996-4541 FAX:048-996-4562

横浜エコロジー株式会社

〒236-0003 神奈川県横浜市金沢区幸浦1-4-2 TEL:045-778-1153 FAX:045-778-1154

ティー・ビー・ロジスティックス株式会社

〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚100番地 TEL:048-994-1311 FAX:048-994-1315

TB関西物流株式会社

〒630-8452 奈良県奈良市北之庄西町1-6-11 TEL:0742-50-6222 FAX:0742-50-6667